

春日部夢の森公園 現況調書

1 公園の設置目的

みどりの少ない都市部において、まとまった緑を住民との協働により創出することを目的に設置する公園です。約14haの公園内で県民が育苗や植樹から始まる樹木の育成等を行うことで明るい落葉樹の森などみどりを創出し、潤いや安らぎのある自然環境を次世代に引き継ぐことを目指しています。

2 公園の概要

- (1) 位置 春日部市下大增新田地内
- (2) 開設年月日 令和3年秋一部供用開始（南側のみ）
（令和3年度は直営管理、令和4年4月1日から指定管理者制度に移行）
令和4年度全面供用開始
- (3) 公園面積 約14ha（指定管理面積）
- (4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
R6 年度	3,316 人
R7 年度	4,434 人

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	植栽、調整池（北、南）、築山（北、南）、活動広場（6,661㎡）、芝生広場（10,134㎡）、草原（13,298㎡）	—	○
2 [休養施設]	四阿（1か所）	—	○
	休憩所（大型休憩舎 583.2㎡）	—	○
	パーゴラ（4か所）	—	○
3 [遊戯施設]	なし	—	—
4 [運動施設]	なし	—	—
5 [便益施設]	駐車場（北側） 普通車50台、うち障がい者用2台、	—	○
	駐車場（南側） 普通車80台、うち障がい者用2台	—	○
	駐輪場（南側） 35台	—	○
	便所（北側） 2か所 各43㎡	—	○
	便所（南側） 2か所 各43㎡	—	○
6 [管理施設]	管理棟（1,197.86㎡）	一部	—
	※うちサークル室1～3(255.8㎡)	○	—
	※うち備蓄庫(46.49㎡)、農機具庫（42.13㎡）	—	○
	倉庫（23.51㎡）	—	—
	車庫 2棟（北、南） 各33.38㎡	—	—
7 [防災施設]	非常用電源、夜間照明、放送施設	—	—

(6) 主な建物（建築物）

- ・春日部夢の森公園 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等 ※令和7年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理棟	4月1日～3月31日	午前8時30分～ 午後5時00分	12月29日 ～1月3日
※うちサークル室1～3	4月1日～3月31日	午前8時30分～ 午後5時00分	12月29日 ～1月3日
駐車場	4月1日～3月31日	午前8時00分～ 午後5時30分 ※ただし活動広場前駐車場に限り5月から8月は午前6時30分から午後5時30分まで	なし

4 職員体制

(1) 職員配置

- ・管理事務所に常勤職員および非常勤の受付事務職員を配置している。
- ・清掃及び植栽管理の担当職員を配置している。
- ・早朝（6時～7時）および夜間（21時～22時）に委託業者にて巡回担当職員を配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

	勤務形態	土・日	月～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常勤	1	1	7:45～16:45	
	常勤	1	1	8:50～17:50	
	非常勤	1	0	7:45～16:45	
	非常勤	1	1	8:50～17:50	
	非常勤	1	1	7:45～12:30	
	非常勤	0	2	8:00～15:30	
	計	5	6		
朝 夜 帯	常勤				警備会社に委託
	非常勤				
	計				

5 管理実態

(1) 園地図・管理棟図面

- ・春日部夢の森公園 園地図・管理棟図面参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・春日部夢の森公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・春日部夢の森公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・春日部夢の森公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）	業務用電力、85kW
○電話	1回線（FAX含む）
○上水道（契約口径50A・引込数2）	
○ガソリン（用途）	園地管理用
○軽油（用途）	園地管理用

(5) 遊具点検

令和8年度に県発注工事において遊具の新設を計画している。（参考図面）

(6) 修繕リスト

- ・春日部夢の森公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(7) 有料施設の利用状況

- ・春日部夢の森公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(8) 設置・占用・行為許可の状況

- ・春日部夢の森公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(9) 貸与可能備品

- ・春日部夢の森公園 備品台帳参照（別紙9）

(10) 利用料金一覧

- ・春日部夢の森公園 利用料金一覧参照（別紙10）

(11) 県営公園利用者アンケート結果

- ・県営公園利用者アンケート集計結果（別紙11）
 - ※令和8年6月1日（月）～6月19日（金）webアンケートにより実施
 - ※県HPや県公式SNS等での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

(1) 森づくり協議会の運営（事務局）

当公園は、県民参画型による植樹や管理・運営を行っていくため、平成25年度から「新たな森づくり協議会準備会」を設置し、管理・運営のあり方や協議会の設置・運営方法等の検討を進めてきた。

令和2年7月には、「新たな森づくり協議会準備会」から「森づくり協議会」へ移行し、公園の管理運営や県民参画への具体的な方策、公園整備のあり方について協議を行い、公園管理者又は指定管理者に助言・提案等を行う。

※別添1「令和7年度 森づくり協議会の現況（詳細）」を参照

(2) 県民協働の実施（森づくり活動）

当公園での県民協働を進めていくため、植樹・樹林育成活動、その他の森づくり活動を実施している。

当公園の植樹を進める際の考え方については、別紙12「植樹計画書」、県民協働に関する考え方は、別紙13「森づくり活動ルールブック」を参照。

※別添2「令和7年度 森づくり活動の現況（詳細）」を参照

(3) 自然共生サイト登録などを見据えたネイチャーポジティブの取組

当公園では、指定管理者と森づくり協議会で自然共生サイトへの登録に向けた検討を行っており、他の先進事例等も参考にネイチャーポジティブの取組が求められる。

※自然共生サイトに係るHP

（環境省 HP）

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

（独立行政法人環境再生保全機構 HP）

<https://www.erca.go.jp/nature/index.html>

(4) 公園区域内の未買収地

公園区域内に未買収地が複数点在している。

(5) 避難所

春日部市と「災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書」を締結しており、指定緊急避難場所として位置づけられている。

(6) ネーミングライツ

令和8年1月にネーミングライツが導入され、公園の通称が「豊春会かすかべ夢の森公園」と決定している。

別添 1

令和 7 年度 森づくり協議会の現況（詳細）

○森づくり協議会の運営（事務局）

指定管理者が事務局を担い、協議会会議などの事務を行う。協議会会議の開催は年 2 回を想定している。開催場所は、春日部夢の森公園を基本とする。

事務局として、各委員との開催日程調整、会場準備、資料作成・印刷、委員長との事前打ち合わせ、会議出席、司会進行、議事録作成、会議結果の資料とりまとめ、会議開催日の有識者の送迎（春日部駅⇄春日部夢の森公園）、有識者の旅費・技術指導料の支払いなどを行う。

< 協議会委員 >

構成員は、以下の 12 名で構成している。（令和 8 年 3 月現在）。

- ・ 有識者 5 名
- ・ 地元自治会 4 名
- ・ 春日部市教育委員会 1 名
- ・ 春日部市建設部局 1 名
- ・ 春日部市環境部局 1 名

その他にオブザーバーとして、埼玉県公園スタジアム課および大宮公園事務所の担当職員が出席している。

< 協議会会議開催実績 >

- ・ 令和 7 年度 ① 7 月 14 日 ② 2 月 26 日

< 協議会会議開催運営費 >

協議会の運営に係る以下の費用について支払いを行う。

項目	数量	適用
旅費 (協議会委員：有識者)	5 人 × 2 回	協議会委員の所属先から、春日部駅までの往復運賃またはガソリン代相当 ※令和 7 年度実績 計 9,000 円/1 回
出席謝金 (協議会委員：有識者)	5 人 × 2 回	審議会等の委員報酬の取扱い（平成 18 年 3 月 28 日 政総第 20395 号 総合政策部長）に準拠する額 13,800 円

別添 2

令和 7 年度 森づくり活動の現況（詳細）

○森づくり活動に関する方針

当公園での森づくり活動に関する基本方針は、以下を参照のこと。

- ・ 植樹に関する方針については、別紙 12「植樹計画書」を基本としつつ、森づくり協議会における議論も踏まえて計画の具体化を行っている。
- ・ 県民参加、協働に関する方針については別紙 13「森づくり活動 ルールブック」による。

＜植樹・樹林育成活動＞

当公園での苗木の本数は、約 20,000 本必要とされており、令和 8 年 3 月末においては 6,892 本の苗木を植樹済み。今後 10 年程度での植樹完了を目指している。植樹や樹林管理について、県民、企業、団体、学校等の募集を進めるとともに、苗木の調達、土壌基盤整備、参加団体への助言や運営補助を実施している。

○森づくり活動の参加状況

＜春日部市立小学校による植樹＞

春日部市教育委員会との協力により、毎年度植樹参加校を募集している。募集要項の作成、校長会における説明、参加希望校との連絡調整、当日プログラムの作成、往復交通費（バス）の支払い、当日の指導などを行っている。また、環境教育プログラムを希望校に対して実施している。過去 3 年間の参加校数及び令和 8 年度の参加校数は以下のとおり。

令和 5 年度・・・9 校

令和 6 年度・・・8 校

令和 7 年度・・・7 校

令和 8 年度・・・10 校（予定）

＜エリア設定型活動＞

特定の植樹エリアについて、植樹から樹林育成・管理まで一貫して行うエリア設定型の活動について、現在地域団体等 3 団体が活動している。

＜その他の活動＞

その他、企業や個人ボランティアによる森づくり活動やイベント時の植樹体験が行われている。

○環境モニタリング

当公園は今後、植樹した高木類や自然侵入による樹木及び草本類の生長及び分布域拡大に伴い、自然環境が変化していくものと考えられる。

植生の遷移に伴い、当公園に生息する動物の種類や個体数も変化する可能性があることから、これからの変化を把握するためのモニタリングを実施している。

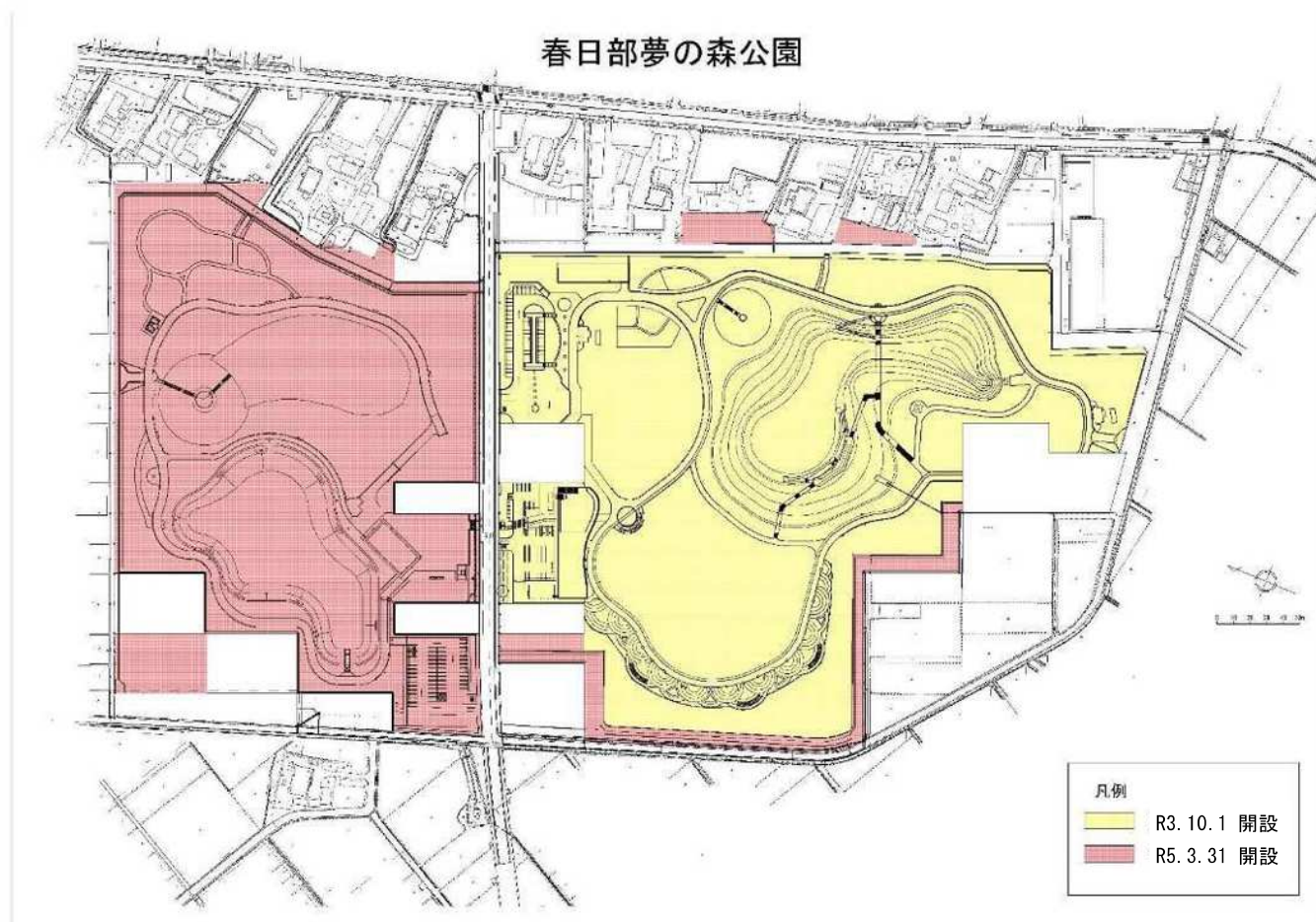
調査対象	調査項目および方法	実施主体
樹木	・樹高 ・胸高直径	・県民協働による調査
生物相	・植物（任意観察） ・哺乳類（フィールドサイン、トラップ、無人撮影） ・鳥類（スポットセンサス、ラインセンサス） ・両生類、爬虫類（目撃法） ・昆虫類（任意採集、ライトトラップ、ピットホールトラップ） ・魚類、底生生物（任意採集）	・専門調査員による調査（3年に1回、季節ごとに実施） ・県民協働による調査（毎年度実施）

○その他活動の実施

環境学習、維持管理活動、水辺づくり活動などの県民協働を進めている。そのため県民や実施団体の募集、参加者との調整を行っている。

春日部夢の森公園 建物一覧表

施 設 名	建 設 年 月 日	増 築 年 月 日	構 造	階数	建 築 面 積 (m ²)	延 床 面 積 (m ²)
南側 車庫	令和5年7月4日		軽量鉄骨造	1	30.38	30.38
北側 車庫	令和5年7月4日		軽量鉄骨造	1	30.38	30.39
南側 管理棟	令和3年3月31日		鉄骨	1	1,237.25	1,197.86
北側 休憩舎	令和3年2月19日		鉄骨造	1	486.40	583.20
北側 公衆便所	令和3年2月19日		鉄筋コンクリート造	1	49.68	43.47
北側 公衆便所	令和3年2月19日		鉄筋コンクリート造	1	49.68	43.47
南側 プレハブ	令和元年11月14日		軽量形鋼	1	23.51	23.51
南側 公衆便所	平成31年2月28日		鉄筋コンクリート造	1	49.68	43.47
南側 公衆便所	平成31年2月28日		鉄筋コンクリート造	1	49.68	43.47
計					2,006.64	2,039.22



春日部夢の森公園 現状管理業務一覧

	業務名	業 務 内 容
1	管理事務所業務	・受付事務(窓口応対、有料施設、行為許可の受付、利用料金徴収業務等) ・施設管理(トイレ、フリースペース、駐車場等) ・売店管理
2	園地管理業務	数量 単位 ■ 除草管理 - 芝生管理 機械除草(トラクター、肩掛け式) 1 式 対象面積:40,000㎡ - 草地管理 機械除草 1 式 対象面積:26,500㎡ - 樹林管理 剪定、苗木管理、散水、手刈除草 1 式 対象面積:11,000㎡ ※対象面積は植樹の進捗により変動する。
3	清掃業務	・場内清掃 毎日 ・場内トイレ清掃 毎日 4箇所20穴 ・管理棟清掃 毎日 ・管理棟トイレ清掃 毎日 8穴 ・エレベーター清掃 適宜 1基 ・塵埃運搬 適宜
4	管理(警備)業務	・早朝、夜間巡回 1日2回(午前6時～午前7時、午後9時～午後10時)
5	機械警備業務	・管理事務所 夜間
6	受水槽清掃業務	水道法に基づく点検清掃 ・1回以上/年
7	浄化槽保守管理業務	浄化槽法に基づく点検検査 ・1回/月 ・水質検査 2回/年
8	浄化槽汚泥引抜き清掃	・1回/年
9	不法投棄物処分	・場内清掃に準じる
10	昇降機保守点検	・フルメンテナンス契約 (機械室なし、停止階数2)
11	消防用設備保守点検業務	・機器点検 1回/6ヶ月 ・総合点検 1回/年 ・非常用発電機負荷試験 1回/年
12	電気設備管理業務	・自家用電気工作物点検 1回/月 (非常用発電機含む)
13	空調設備保守点検	・点検 4回/年 (パッケージエアコン、全熱交換器) ・清掃 2回/年 ・フロン排出抑制法に係る定期点検 1回/3年
14	給排水衛生設備点検	・ポンプ 適宜
15	自動ドア点検	・2回/年
16	床面清掃	管理事務所定期清掃 1回/年

春日部夢の森公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理 経 費	人件費	29,600	33,423	33,430	31,724	33,800
	消耗品費	5,326	4,057	4,497	3,805	3,000
	修繕費	103	1,075	1,310	1,026	1,200
	光熱水費	4,242	4,688	4,123	3,793	4,894
	責任保険料	170	210	155	224	700
	手数料	390	393	376	374	480
	委託料	19,156	20,138	23,845	23,444	25,330
	租税公課	0	0	14	21	50
	その他	10,016	8,519	8,794	9,715	9,358
	合計	69,003	72,503	76,544	74,126	78,812

収 入	委託料収入	72,843	70,659	74,185	73,756	76,482
	利用料金収入	48	88	110	141	200
	自主事業収入	1,135	2,224	2,111	2,716	2,130
	合計	74,026	72,971	76,406	76,613	78,812

管理費経費－収入	-5,023	-468	138	-2,487	0
----------	--------	------	-----	--------	---

※令和4年度から令和7年度は決算、令和8年度は当初予算の額を記載している。
※令和8年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費や人件費等について、昨今のエネルギー価格及び労務単価高騰を見込んで1,712千円増額している。
(光熱費:962千円、人件費:750千円)
※令和8年度(予算)の管理経費及び収入(委託料収入)には、遊具の点検費用が計上されている。

春日部夢の森公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
受変電設備	【受変電設備】			
	●1号柱			屋外キュービクル
	└柱上負荷開閉器	定格電圧7.2KV/定格電流300A/定格遮断電流12.5KA	1	1号柱
	└方向性 SOG 制御装置		1	1号柱
	●高圧受電盤			屋外キュービクル
	└断路器 (DS)	定格電圧7.2kV/定格電流200A	1	高圧受電盤内
	└真空遮断器 (VCB)	定格電圧7.2kV/定格電流600A/定格遮断電流12.5kA	1	高圧受電盤内
	●低圧電灯盤			屋外キュービクル
	└高圧交流負荷開閉器 (LBS)	定格電圧7.2KV/定格遮断電流200A	1	低圧電灯盤内
	└単相変圧器	油入自冷式 定格容量50kVA	1	低圧電灯盤内
	●低圧動力盤			屋外キュービクル
	└高圧交流負荷開閉器 (LBS)	定格電圧7.2KV/定格遮断電流200A	1	低圧動力盤内
	└三相変圧器	油入自冷式 定格容量150kVA	1	低圧動力盤内
	●コンデンサ盤			屋外キュービクル
	└高圧交流負荷開閉器 (LBS)	定格電圧7.2KV/定格遮断電流200A	1	コンデンサ盤内
	└直列リアクトル (SR)	定格容量3.19kvar	1	コンデンサ盤内
	└進相コンデンサ (SC)	定格容量53.2kvar	1	コンデンサ盤内
	●スコット TR 盤		1	屋外キュービクル
	└モールド変圧器	定格容量30kVA	1	スコット TR 盤内
	【自家用発電設備】			
	●自家用発電装置			屋外
	└発電機	定格出力60kVA/定格電圧200V/定格電流174A/定格周波数50Hz/相数3φ3W/極数4P/定格力率0.8	1	
	└燃料槽	軽油950L	1	

春日部夢の森公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
空 気 調 和 設 備	【空調和設備】			
	パッケージエアコン	PAC-1-1 154W * 3台 PAC-1-2 130W * 2台	5	PAC-1 ギャラリー サークル室01
	パッケージエアコン	PAC-2-1 216W * 2台 PAC-2-2 130W * 2台	4	PAC-2 サークル室02 サークル室03
	パッケージエアコン	PAC-3-1 154W * 4台 PAC-3-2 34W * 1台	5	PAC-3 フリースペース 授乳室
	パッケージエアコン	PAC-4-1 216W * 2台 PAC-4-2 34W * 1台 PAC-4-3 51W * 1台	4	PAC-4 事務所 救護室 予備室
	全熱交換機	HEX-1 150 φ x 400m3/h x 80Pa * 1台	1	レクチャールーム
	全熱交換機	HEX-2 150 φ x 300m3/h x 80Pa * 2台	2	ギャラリー フリースペース
	全熱交換機	HEX-3 150 φ x 300m3/h x 80Pa * 2台	2	ギャラリー
	全熱交換機	HEX-4 150 φ x 260m3/h x 80Pa * 1台	1	サークル室(2)
	全熱交換機	HEX-5 150 φ x 220m3/h x 80Pa * 1台	1	事務スペース
	全熱交換機	HEX-6 150 φ x 200m3/h x 80Pa * 1台	1	サークル室(1)
	全熱交換機	HEX-7 150 φ x 180m3/h x 60Pa * 1台	1	救護室
	排風機	EF-1 200 φ x 980m3/h x 100Pa * 2	2	男子トイレ 女子トイレ
	排風機	EF-2 200 φ x 760m3/h x 100Pa * 1	1	農機具庫
	排風機	EF-3 200 φ x 640m3/h x 100Pa * 2	2	備蓄庫 倉庫(1)
	天井扇	CF-1 150 φ x 170m3/h x 60Pa * 2	2	多機能トイレ(1) 多機能トイレ(2)
	天井扇	CF-2 150 φ x 150m3/h x 60Pa * 1	1	倉庫(3)
	天井扇	CF-3 100 φ x 100m3/h x 60Pa * 2	2	男子脱衣室 女子脱衣室
	天井扇	CF-4 100 φ x 90m3/h x 60Pa * 2	2	男子更衣室 女子更衣室 授乳室
	天井扇	CF-5 100 φ x 90m3/h x 60Pa * 1	1	給湯室
	天井扇	CF-6 100 φ x 90m3/h x 60Pa * 1	2	トイレ(1) トイレ(2)
	天井扇	CF-7 100 φ x 50m3/h x 60Pa * 2	2	宿直室
	天井扇	CF-8 100 φ x 20m3/h x 60Pa * 1	1	倉庫(4)

春日部夢の森公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
給排水設備	【給排水設備】			
	受水槽	有効容量 25.0 m ³ (受水槽部), 6.5 m ³ (消火水槽部)	1	
	消火用補給水槽	有効容量 0.2 m ³ , 2.0G	1	
	給水ポンプユニット	(40 φ x 2 x 65 φ) x 400 L/min x 50.0 m	1	
	消火ポンプユニット	50 φ x 300 L/min x 61.0 m	1	
	ヒートポンプ式給湯ユニット	最大加熱能力 7.2kW/圧縮機1.3kW/貯湯量 550L	2	
	電気温水器	貯湯量6L/1.1kW/100V	1	
	合併処理浄化槽(管理棟)	処理対象人員 135人 汚水処理量 26 m ³ /日	1	
表示設備	【総合盤】			
	警報表示盤	16回線	1	
	放送架	非常用放送設備20回線	1	
	トイレ呼出盤	10回線	1	
	火災受信盤	20回線	1	
昇降機設備	【昇降機設備】			
	昇降機	用途:乗用/機種:機械室レス/制御方式:インバーター制御/運転方式:乗合全自動方式/積載・定員:750kg、11人乗/速度:45m/min/停止階:1階、R階/管制運転:地震、火災、停電、冠水/機能:車いす仕様、音声案内	1	
屋外設備	【照明設備】			
	公園照明灯	5m/16W/1灯	77	北側37基 南側40基
	駐車場灯	8m/48W/1灯	10	北側5基 南側5基
	防災用照明灯	10m/170W/1灯	1	北側1基
	防災用照明灯	10m/170W/2灯	3	北側1基 南側2基
	太陽電池照明灯	4m/3.3W4球ユニット/98W単結晶シリコン太陽電池	4	北側2基 南側2基
	【放送設備】			
	放送スピーカー	30W	16	北側8基 南側8基
	【給排水設備】			
	合併処理浄化槽(北側トイレ)	処理対象人員 112人 汚水処理量 16.8 m ³ /日	2	
	合併処理浄化槽(南側トイレ)	処理対象人員 144人 汚水処理量 21.6 m ³ /日	2	
調整池	北側	定格出力7.5kW/吐出し量5.32m ³ /min/自動運転	1	1箇所2台
	南側	定格出力11kW/吐出し量6.98m ³ /min/自動運転	1	1箇所2台

春日部夢の森公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 6 年 度		令和 7 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
屋外トイレ2か所配管盗難による修繕	258,720	乗用芝刈機（貸与備品）部品交換	225,610
1件20万円以下の修繕 16件	1,051,316	1件20万円以下の修繕 18件	800,855
合 計	1,310,036	合 計	1,026,465

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

春日部夢の森公園 有料施設利用状況

● 令和 6 年度

月別	日数	サークル室 1								サークル室 2								サークル室 3								合計		
		一般		子供		無料		利用料		一般		子供		無料		利用料		一般		子供		無料		利用料		時間	人数	利用料 円
		時間	人数	時間	人数	時間	人数	円		時間	人数	時間	人数	時間	人数	円		時間	人数	時間	人数	時間	人数	円				
4 月	30	2	17	0	0	20	12	1,640		2	18	0	0	20	14	2,360		0	0	0	0	7	16	0		51	77	4,000
5 月	31	0	0	3	15	19	64	1,230		0	0	0	0	18	85	0		0	0	0	0	7	30	0		47	194	1,230
6 月	30	0	0	0	0	20	48	0		3	22	0	0	20	52	3,540		0	0	0	0	9	7	0		52	129	3,540
7 月	31	0	0	0	0	13	34	0		0	0	0	0	13	37	0		0	0	0	0	1	14	0		27	85	0
8 月	31	0	0	0	0	10	34	0		0	0	0	0	10	35	0		0	0	0	0	2	10	0		22	79	0
9 月	30	0	0	4	31	13	98	1,640		0	0	0	0	13	99	0		2	10	3	17	1	12	3,500		36	267	5,140
10 月	31	0	0	12	80	35	229	4,920		0	0	9	68	35	231	5,310		0	0	0	0	7	40	0		98	648	10,230
11 月	30	0	0	2	13	21	219	820		0	0	0	0	21	224	0		0	0	0	0	0	0	0		44	456	820
12 月	28	0	0	6	51	25	220	2,460		0	0	6	51	18	199	3,540		2	13	0	0	8	15	2,000		65	549	8,000
1 月	28	3	20	0	0	7	9	2,460		0	0	0	0	7	11	0		0	0	0	0	0	0	0		17	40	2,460
2 月	28	19	84	3	20	25	72	16,810		14	62	0	0	25	77	16,520		2	17	2	10	2	13	3,000		92	355	36,330
3 月	31	0	0	16	81	37	77	6,560		0	0	25	147	37	85	14,750		2	18	8	10	3	19	6,000		128	437	27,310
合計	359	24	121	46	291	245	1,116	38,540		19	102	40	266	237	1,149	46,020		8	58	13	37	47	176	14,500		679	3,316	99,060

● 令和 7 年度

月別	日数	サークル室 1								サークル室 2								サークル室 3								合計		
		一般		子供		無料		利用料		一般		子供		無料		利用料		一般		子供		無料		利用料		時間	人数	利用料 円
	日	時間	人数	時間	人数	時間	人数	円		時間	人数	時間	人数	時間	人数	円		時間	人数	時間	人数	時間	人数	円				
4 月	30	3	44	5	10	4	27	4,510		2	30	2	20	0	0	3,540		0	0	0	0	15	94	0		31	225	8,050
5 月	31	2	7	2	20	14	108	2,460		7	44	3	8	15	139	10,030		3	16	2	24	21	128	4,000		69	494	16,490
6 月	30	3	19	0	0	8	34	2,460		0	0	0	0	15	81	0		0	0	0	0	14	98	0		40	232	2,460
7 月	31	3	17	0	0	12	58	2,460		0	0	0	0	12	76	0		0	0	4	36	10	49	2,000		41	236	4,460
8 月	31	0	0	6	16	8	79	2,460		0	0	0	0	8	102	0		2	31	0	0	9	62	2,000		33	290	4,460
9 月	30	3	11	7	40	0	0	5,330		4	35	0	0	8	43	4,720		3	20	0	0	14	71	3,000		39	220	13,050
10 月	31	0	0	2	9	20	184	820		7	48	0	0	20	238	8,260		1	1	0	0	25	157	1,000		75	637	10,080
11 月	30	4	6	0	0	22	156	3,280		11	55	0	0	22	189	12,980		0	0	0	0	14	61	0		73	467	16,260
12 月	28	0	0	11	97	19	246	4,510		7	48	7	104	19	266	12,390		0	0	1	10	9	132	500		73	903	17,400
1 月	28	13	34	0	0	12	46	10,660		0	0	0	0	12	60	0		0	0	0	0	2	12	0		39	152	10,660
2 月	28	0	0	2	22	26	97	820		0	0	0	0	26	123	0		3	16	0	0	3	19	3,000		60	277	3,820
3 月	31	2	23	8	15	14	49	4,920		7	10	12	60	16	84	15,340		0	0	8	10	10	50	4,000		77	301	24,260
合計	359	33	161	43	229	159	1,084	44,690		45	270	24	192	173	1,401	67,260		12	84	15	80	146	933	19,500		650	4,434	131,450

※無料には自主事業や森づくり活動に伴う利用、障害者の利用が含まれる。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

※休園日及びイベント開催等で行為をしなかった日を除く日数

春日部夢の森公園 貸与可能備品一覧

別紙9

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	軽トラック	スズキ 3BD-DA16T	1	R3
2	乗用芝刈り機	東興産業(株) X380-48A-T	1	R3
3	乗用芝刈り機	東興産業(株) X380-48A-G	1	R3
4	プロジェクター	NEC NP-P525ULJL	2	R3
5	冷蔵庫	東芝 GE-T510FH-Z-C	2	R3
6	ベンチ	内田洋行 U-75NL2	4	R3
7	耐火金庫	イナバインターナショナル NCS-30N	1	R3
8	テント	DXA30-17BL	5	R4
9	屋外ベンチ	YB-108L-CC	6	R4
10	ディスプレイ/スタンド	PN-HW501/MTDS-SATND	2	R4
11	展示用什器	マーフィードオアシス900	1	R4
12	時計台		1	R4
13	芝刈機用集草機	ハスクバーナー ローンスーパー910	1	R4
14	双眼実体顕微鏡	Stemi 305Trino	1	R4
15	ピアノ	YAMAHA U30A	1	R4
16	耕運機	キセキ KGR709SDU	1	R4
17	ベンチ	FL001A-CS-NA-CK	1	R4
18	乗用芝刈り機	シバウラ SG250A	1	R4
19	防犯カメラ一式	アムスカムエアーゼット他	1	R5
20	物置	クボタ物置 ND-1812	1	R6

利用料金等の設定（春日部夢の森公園）

（１）利用料金

ア 施設利用

施 設 名	現 行 料 金 (円) ※ 1 時間あたり
サークル室 1	820 円
サークル室 2	1,180 円
サークル室 3	1,000 円

- ※ 国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する事業は、無料とする。
- ※ 国又は地方公共団体（学校は除く）が共催及び後援する事業は、上記の金額の半額とする。
- ※ 小学校就学前の者、小学生、中学生又は高校生が主たる利用者である場合は、上記の金額の半額とする。
- ※ 利用時間に、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。
- ※ 障害者が同一時間に同一有料公園を複数利用する場合は、利用料金を免除するものは最小単位のみとする。
- ※ 森づくり協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業は、無料とする。
- ※ 公園サポーターが行う活動のほか、公園の森づくりや環境教育に資する事業は、無料とする。
- ※ 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

イ 行為許可

行 為 名	貸 出 区 分	料金
物品の販売及びこれに類する行為	1 m ² あたり半日	7 円
	1 m ² あたり 1 日	14 円
興行	1 m ² あたり半日	8 円
	1 m ² あたり 1 日	17 円
業として行う写真の撮影	1 件あたり半日	360 円
	1 件あたり 1 日	740 円
業として行う映画等の撮影	1 件あたり半日	14,800 円
	1 件あたり 1 日	29,800 円
競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し	1 m ² あたり半日	4 円
	1 m ² あたり 1 日	8 円

はり紙、はり札、その他広告物の表示	表示面積 1 m ² あたり 1 日	2,080 円
-------------------	-------------------------------	---------

- ※ 行為に要する面積が 1 m²未満であるとき、又はその面積に 1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。
- ※ 半日とは、午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで、又は午後 1 時から午後 5 時までのいずれかとし、1 日とは、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ※ 行為に要する時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- ※ 表の行為は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ※ 国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する事業は、無料。
- ※ 国又は地方公共団体（学校は除く）が共催及び後援する事業は、表の金額の半額。
- ※ 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業は、表の金額の半額。
- ※ 森づくり協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業は、無料とする。
- ※ 公園サポーターが行う活動のほか、公園の森づくりや環境教育に資する事業は、無料とする。
- ※ 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額とする。
- ※ 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の 100 分の 5.5 に相当する額又は 50、100 円のいずれか高い額とする。
- ※ 上記の行為許可に基づいて算出した使用料の額が、10 円に満たない場合における使用料の額は 0 円とする。10 円以上となる場合において、その金額に 10 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。 * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
売店	10～3,000 円 (販売品による)
自動販売機	100～250 円 (販売品による)
レンタルサービス	100～300 円 (レンタル品による)
キッチンカー	出店料：平日 150 円 土日祝日 300 円
野外炊事スペース	森づくり活動参加者：1,000 円 一般：1,500 円
ヨガ教室	1 回 700 円
ピラティス教室	1 回 700 円
リンパ体操教室	1 回 1,000 円
ニュースポーツ体験	無料
グリーンアレンジメント教室	1 回 2,000 円
アロマセラピー教室	1 回 1,200 円
ハーブティー教室	1 回 1,200 円
写真教室	1 回 1,200 円
水彩画教室	1 回 600 円
防災ワークショップ	無料
わくわく科学教室	1 回 200 円
工作ワークショップ	1 回 500～1,000 円
自然観察会	無料
森づくりフェスタ	無料 (有料コーナーあり)
夢の森夕涼みイベント	無料 (有料コーナーあり)
ゆめのもりサポーター 協働事業	内容により設定

春日部夢の森公園利用者アンケート結果

【問 1－1】あなたの年齢を教えてください。



回答数 20

【問 1－2】あなたの性別を教えてください。



回答数 20

【問 1－3】あなたの職業について教えてください。



回答数 20

【問 1－4】あなたが住まいの市町村を教えてください。

さいたま市	7	戸田市	0	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	0	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	0	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	0	志木市	0	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	0	和光市	0	滑川町	0	★県外(栃木県)	0
秩父市	0	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外(千葉県)	0
飯能市	0	久喜市	0	川島町	0	★県外(東京都)	0
加須市	0	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	0	富士見市	0	ときがわ町	0		
春日部市	9	三郷市	0	横瀬町	0		
狭山市	0	蓮田市	2	皆野町	0		
羽生市	0	坂戸市	0	長瀬町	0		
鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0		
深谷市	0	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0		
上尾市	0	日高市	0	美里町	0		
草加市	0	吉川市	0	神川町	0		
越谷市	2	ふじみ野市	0	上里町	0		
蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0		

【問 2－2】その公園の利用頻度を教えてください。



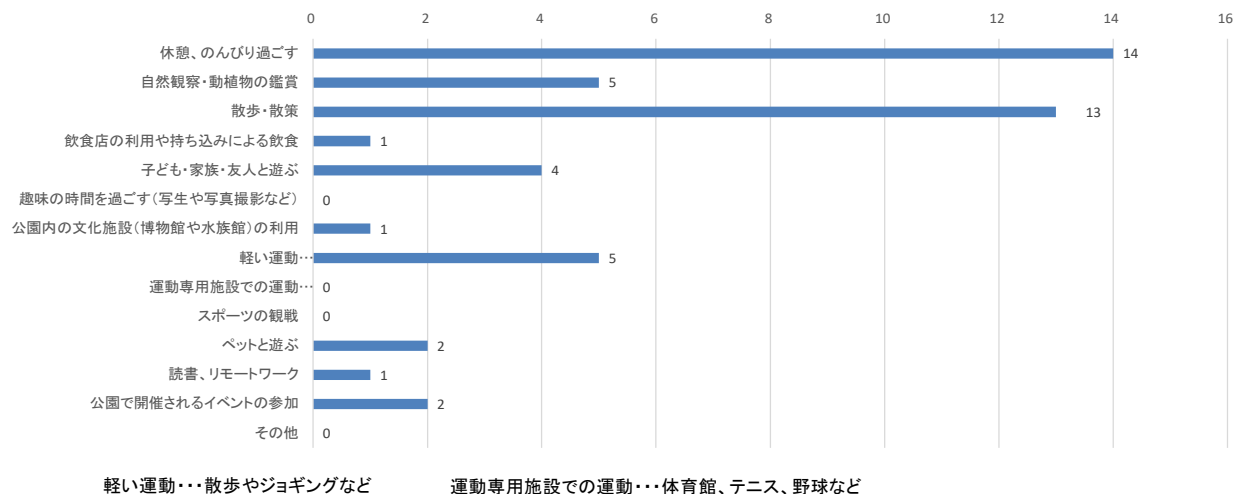
回答数 20

【問 2－3】その公園への交通手段を教えてください。

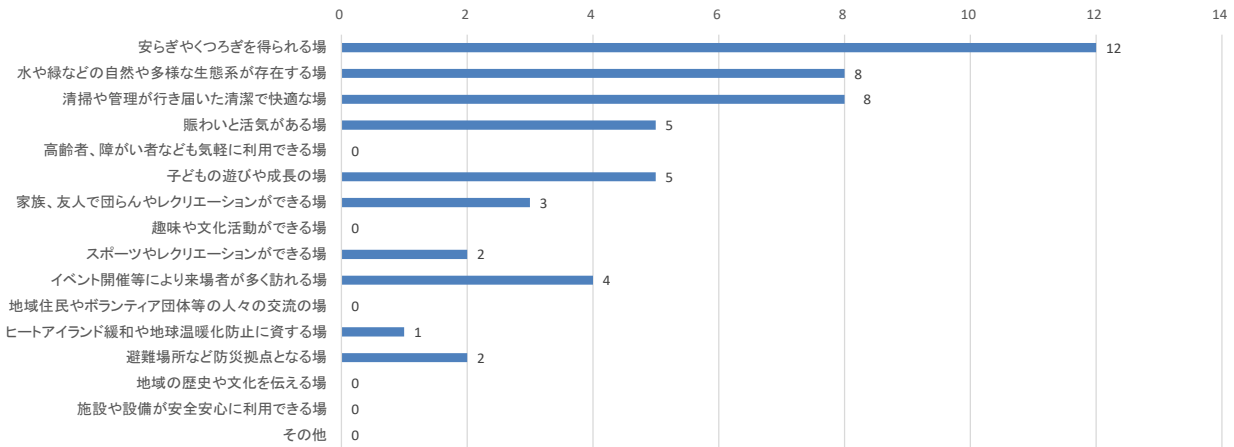


回答数 20

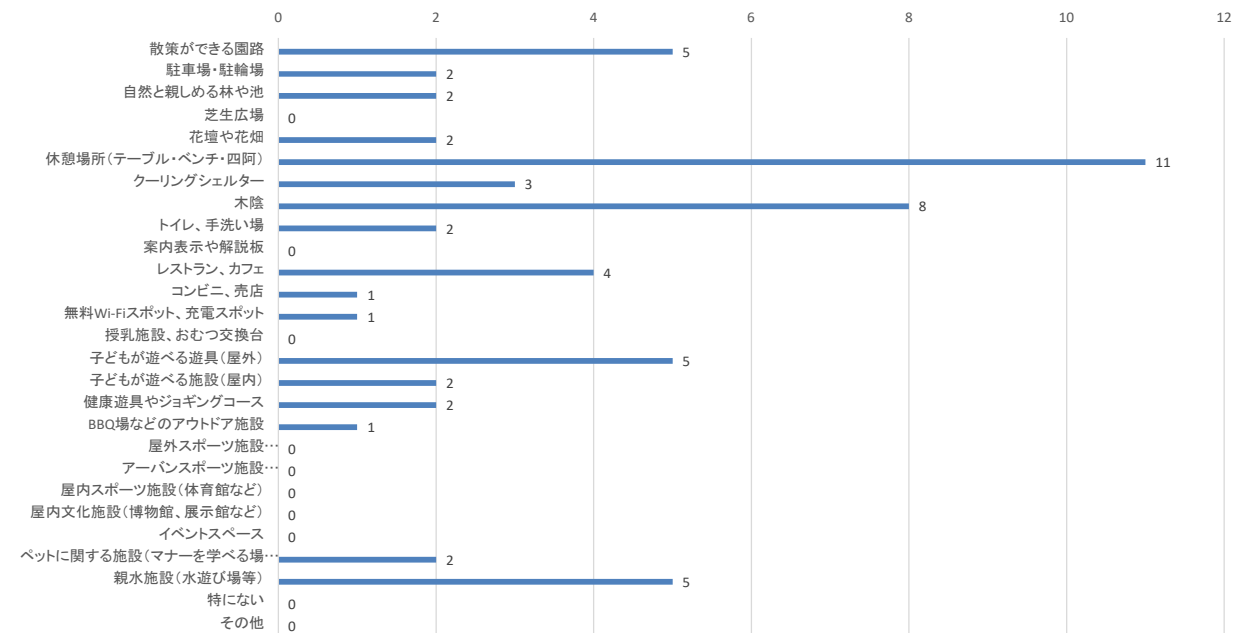
【問 2－4】その公園の利用目的について教えてください。



【問2－5】その公園に残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2－6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2－7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- 緑豊かな自然を残すコンセプトで作られた公園のはずだったのに、遊具が出来ると知り残念に思っております。遊具が無い公園だから良い！という魅力的な場所だったはずです…。(40代・女性)
- 駐車場の開放時間を夏場だけでも延長して欲しい。(50代・女性)
- 公園内のエリアが用途によって分けられていて、利用しやすいです。(50代・女性)
- 広々とした広場があるので、遊び場や遊具など有効に活用してってください。(50代・男性)
- 遊具はなさそうでしたが、バドミントンなどの貸し出しがあるようなので、今度利用してみたいと思います。(30代・女性)
- 屋根付きの自転車置き場がほしい。(60代・男性)
- 風が強い場所なので遮蔽物や真夏の日差しを避けるための木陰などがあると助かります。(40代・男性)
- 木陰や休憩スポットをもっとほしいです。あと売店やレストランも充実させてほしいです。(50代・女性)

植樹計画書

目次

①植樹を進める際の基本的な考え方	- 1 -
②植樹計画の全体ゾーニング	- 2 -
③植樹の密度管理及び各植生区分を構成する植物について	- 3 -
④維持管理の役割分担	- 5 -

①植樹を進める際の基本的な考え方

(1) 豊春会かすかべ夢の森公園の整備のコンセプト

豊春会かすかべ夢の森公園は、県の事業として、県が主体的に整備・管理していた他の県営公園とは異なり、企業・団体、県民と県が協働で整備・管理を行う新しいスタイルの公園である。また、「人と自然のふれあい」「人と人のふれあい」を大切にしながら、100年先の未来の子ども達へのプレゼントとして、新たにみどりの創出を図っていくことを目的としている。

このため、公園内の樹木は、道路沿道の並木とシンボルツリーを除いて、企業・団体、県民の方々と協働で整備・管理していく。苗木の育苗、植樹、日常管理や間伐などの維持管理まで、企業・団体、県民の方々に関わっていただくことを前提とした計画になっている。

(2) 豊春会かすかべ夢の森公園の特徴

本公園は、企業・団体、県民の方々と協働で整備・管理していくことを前提としており、試験的な環境でもある。このため、トライアンドエラーを繰り返しながら樹木の育成や管理を進めていく。また、「はじまりの森」として先行的に整備しているエリアでは、林相や植樹密度を管理して実施している。これははじまりの森の生育イメージを共有しながら、それ以外の植樹エリアについては、公園全体のゾーニングや協議会で定める基本ルールに則り、森づくり活動にご参加いただく企業・団体、県民の方々の判断のもと、植樹密度や樹種、苗木の維持管理等を行っていただく。

(3) 森のイメージ

本公園内の植樹や環境整備は、森づくり協議会で検討された植生区分に応じて進める。公園全体を構成する植生区分として、以下の「雑木林」「屋敷林・果樹林」「乾性草原」「湿原」「芝生」の5つを想定している。

雑木林は、地域の樹林性の野鳥・昆虫等の野生動物が暮らしやすい環境を創出するエリアであり、埼玉県平野部の雑木林を構成する主要な樹種を植樹する。

屋敷林・果樹林は、埼玉県東部の屋敷の敷地内や農用林によく植えられてきた有用樹種を選択して植える里山的エリアであり、適宜、剪定や間伐などの林床管理を行う。

乾性草原は、バッタ類・チョウ類などの乾性草原の生物が生息出来るエリアであり、芝生を埼玉県東部でよく見られる在来乾生草本類で構成される草原に転換する。

湿原は、地域の湿生生物が暮らしやすい環境を創出するエリアであり、ヨシやガマなど

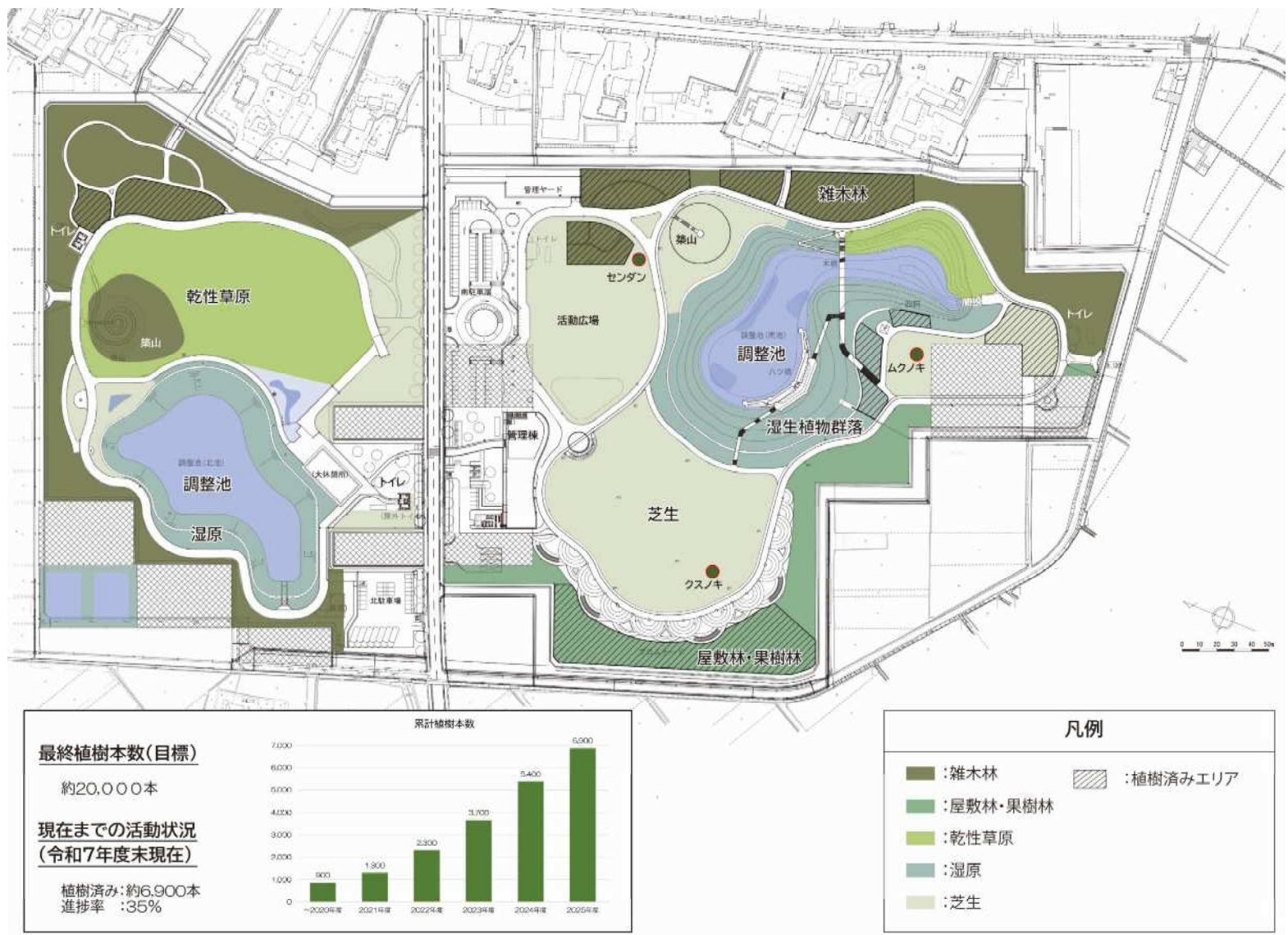
で構成される自然発生湿原の要所に、埼玉県東部で見られる在来希少湿生植物を植える。

芝生は、おもに芝生の、「人による活動が優先」されるエリアであり、樹木植栽スペースや花壇等には植栽可能な植物種に制限は設けない。

■企業・団体、県民の方々と協働で整備・管理



②植樹計画の全体ゾーニング



③植樹の密度管理及び各植生区分を構成する植物について

(1) 密度・植栽間隔

本公園における植樹の密度は、当初植樹計画書においては疎植（0.5 本/㎡）と密植（2.0 本/㎡、（4.0 本/㎡））の2区分で定義されていたが、開園後の実践を通じて疎植と密植で樹木の生長に有意な差が見られなかったこと等を踏まえ、苗木の調達や維持管理の効率化も考慮し、「0.5～1.0 本/㎡」を目安とする。

これは、5年後の間伐を見越して、最初から密度を密植の1/2に設定するものである。ただし、一律の基準とするのではなく、各植生区分の特性に応じて適正な密度を選択できることとする。

特に果樹林等では、果樹の収穫や花の観賞のため、適正な栽培方法に則って育成する。

「はじまりの森」では、密に植樹した箇所等において樹木の生長に伴い過密となっている箇所も見られるため、当初計画どおり、5年目、10年目を目途に約1/2（2回で1/4程度）に間伐していく方針とする。また、「はじまりの森」での間伐の経過を観察しつつ、他のエリアにおいても植生区分の特性に応じて、間伐の必要性や時期を見定めていく。

発生した間伐材は、ワークショップなどにより再利用を行う。

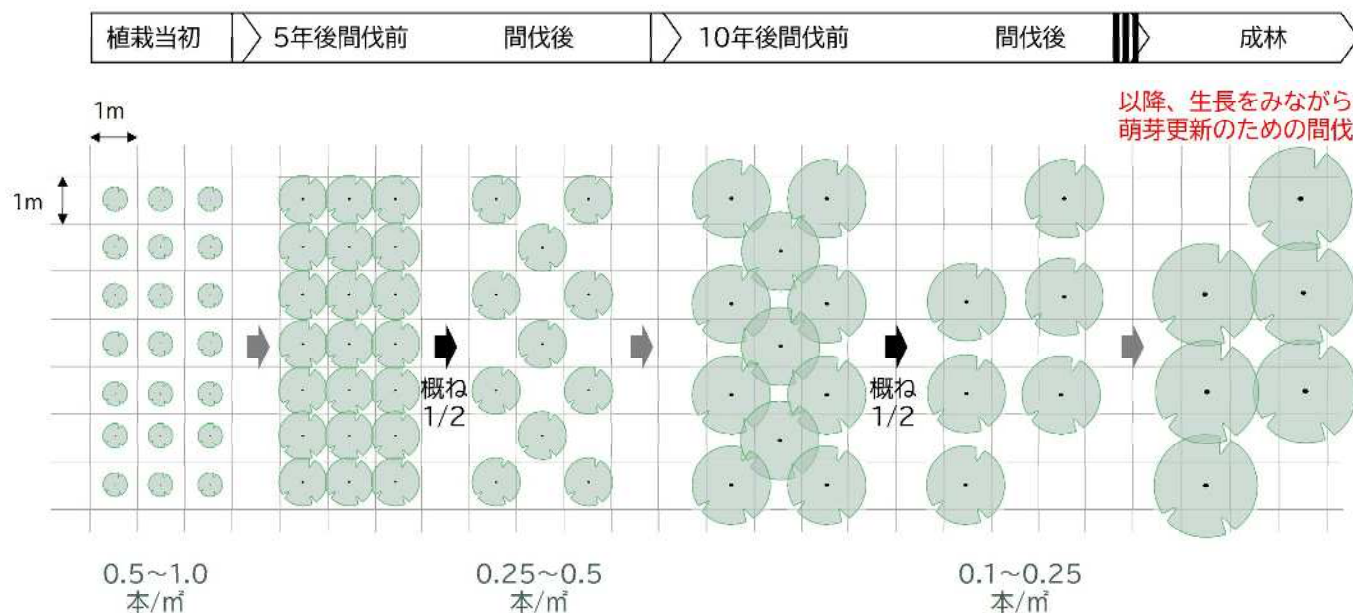


図 苗木の成長と樹冠の密度

(資料：エコロジー緑化技術の手引き（幼苗植栽技術の手引き）／財団法人 日本緑化センターを参考に作成)

(2) 各植生区分を構成する代表的な植物について

県内や春日部市の自然植生や上位計画等を考慮して、各植生区分の環境を構成する代表的な植物の候補種を選定した。選定にあたっては、当初計画のリストをベースとしつつ、以下の県が作成した在来種等のリストを用いて妥当性を確認しており、各植生区分を構成する代表的な植物を次表に示す。

～妥当性を確認した文献等～

- ・当初植樹計画（樹種リスト）
- ・生物多様性に配慮した緑化木選定基準（令和4年3月 埼玉県）
- ・埼玉の果樹（埼玉県）

表 各植生区分を構成する代表的な植物

区分	代表的な種
雑木林	○常緑樹（外周部） シラカシ、スダジイ、アカマツ ○落葉樹 アラカシ、クヌギ、コナラ、エノキ、エゴノキ、ヤマザクラ、イヌシデ、アカシデ、エノキ、ケヤキ、ムクノキ ○中低木 ネズミモチ、ヒサカキ、アオキ、ガマズミ、サンショウ
屋敷林 果樹林	ニホングリ、オニグルミ、ナシ、ウメ、ユズ、スギ、アカマツ、キリ、フジ
乾性 草原	スミレ類、イネ科草本、ヨモギ、クズ、オミナエシ、キキョウ
湿原	ヨシ、ヤナギ類、ハンノキ



④維持管理の役割分担

(1) 維持管理

公園内の樹木の維持管理は、管理者だけでなく、苗木の里親やサポーターなど県民参加により実施する。

植樹後は、育成を目的とした以下の管理作業を行う。

実施内容や時期は下表を目安とするが、モニタリングの結果を踏まえて柔軟に対応していくこととする。

項目	役割分担		概要	目安時期
	管理者	里親・サポーター		
マルチング	●	△	株元をワラやウッドチップ等で覆うことで、雑草の発生を防ぐほか、水分の蒸発や病虫害の発生を防ぐ。	・植樹後 ・夏季 ・冬季
除草	●	○	現地の状況を見ながら必要に応じて行う。 植樹当初は、幼苗と雑草が競合して生長が遅れるおそれがあるため、早めに除草を行う。 除草剤は葉害のおそれがあるため原則使用しない。	・1年目は年1回 ・2～3年目は6月上旬と7月中旬 ～8月上旬を目安に年2回
施肥	●	△	植栽基盤造成の段階で肥料が加えられるため、基本的には施肥の必要はない。 ただし、葉が黄化したりして肥料不足の兆候が見られる場合に施肥を行う。	・5～6月頃に必要に応じて行う
病虫害防除	●	△	定期的な点検のなかで病虫害が大量に発生したことを発見し、特定の樹木が全滅するおそれのあるとき、樹林全体が衰弱するおそれのあるときに、薬剤散布などで防除を行う。	・4月～10月 ・ただし、病虫害の発生状況により適宜行う
灌水	●	△	定期的な点検の結果より必要と判断した場合は、灌水を行う。 灌水を行う場合、根の深くまで水がいきわたるよう十分に灌水する。 苗木を枯らすことのないように注意する。	・適宜
モニタリング・点検	●	○	苗木の生長や生物の生息状況などをモニタリングし、記録する。 肥料不足や病虫害の被害に遭っていないか等の点検を行う。	・適宜

※●：主体的に実施、○：積極的に県民が係わり参画と協働で実施、

△：可能な範囲で県民が係わり参画と協働で実施

(2) モニタリング

1) 目的

- ・はじまりの森では、試験林としての科学的検証や環境学習として、県民参加により苗木の生長や生物の生息状況などをモニタリングし、記録する。
- ・モニタリング結果をもとに、計画の見直しや必要な対応策（維持管理）の検討、森づくりの参考として活用する。

2) モニタリング項目

モニタリング項目を以下に示す。

表 モニタリング項目

調査期間	項目	内容
短期～ 継続的に調査	生育不良	肥料不足や病虫害の被害に遭っていないかなどの点検を行う。
	個体数	個体数を記録し、密度や束植え、植樹時期による生育状況の違いを確認する。
	樹高	樹高を記録し、生長量を把握する。
	侵入樹種	植樹した苗木以外の侵入状況を記録し、除草の必要性や自然作用によってどのように林相を形成していくのかを確認する。
	動物	動物の生息場所や個体数などの生息状況を把握し、生息環境の保全や創出を目指す。外来種が発見された場合は駆除を検討する。
中・長期～ 継続的に調査	生長量	樹高及び目通りを記録し、生長量を把握する。
	林相	それぞれのゾーンにおける樹種別の個体数を把握し、林相の違いを確認する。

3) モニタリング方法・頻度など

- ・モニタリングは植樹した苗木の生長を見続けることであり、新たな森と県民の関係づくり・愛着の醸成のためにも、県民参加により行う。
- ・除草や施肥、間伐等の管理を行う毎にその前後を写真で記録し経年変化を把握することや、環境学習のイベントとしてモニタリングを行うことなどが考えられるため、詳細については指定管理者から提案を受け、県と協議のうえ決定する。

森づくり活動 ルールブック

令和4年7月版



春日部

夢の森公園

目 次

はじめに.....	2
1. 春日部夢の森公園について	
1-1 基本理念と目標.....	3
1-2 森づくりのコンセプト.....	3
2. 参画と協働による森づくり	
2-1 森づくり活動メニュー.....	4
2-2 森づくりの基本的な方針.....	5
2-3 森づくり作業について.....	6
2-4 活動参加にあたってのお約束ごと.....	7
2-5 参加団体の名称表示についての考え方.....	8
3. 森づくり活動のルール	
3-1 活動参加のパターン.....	9
3-2 役割分担について.....	9
3-3 エリア設定型活動.....	10
3-4 活動日設定型活動.....	12
3-5 苗木の里親.....	13
3-6 イベント型活動.....	14
3-7 サポーター登録型活動.....	15
4. 県民協働プログラム.....	16
5. 寄付での参加.....	17
様式1～8	

はじめに

埼玉県では、ここ30年間で約6,500haもの平地林など身近なみどりが失われました。そこで、潤いや安らぎのある自然環境を次の世代に引き継ぐために、積極的に「みどり再生」に取り組んでいます。春日部夢の森公園では、「みどり再生」のシンボルとして、県民参画型の森づくりを推進しています。

春日部夢の森公園は、「ふれあいの森」～人と自然、人と人のつながりを継承する』をコンセプトとして、県民・企業・団体・学校等の参画と協働のもと植樹等の公園の整備や維持管理を行う県内では初めての取り組みです。

埼玉県は事業者・施設管理者として公園整備に取り組み、県民、企業・団体・学校等は、本事業への「参画と協働の主体」として森づくり活動の一翼を担います。

このルールブックは、春日部夢の森公園の整備の基本姿勢を示すと共に、森づくり活動に参加を希望する方々に円滑に参加して頂くため、とりまとめたものです。今後、森づくり活動を進めていく中で、新たな問題点や課題が生じた段階で適宜改良を重ねていくことを前提にしています。

1. 春日部夢の森公園について

■1-1 基本理念と目標

春日部夢の森公園は、緑の少ない都市部において、「みどりの再生」を積極的に推進するためのシンボルであり、里山の機能を持った環境保全やレクリエーションの場としての新たな都市公園づくりに取り組んでいます。

基本理念（ミッション）

身近なみどりを次世代に引き継ぐ



目標（ビジョン）

「人と自然のふれあい」
「人と人のふれあい」の森を創出

■1-2 森づくりのコンセプト

ふれあいの森

～人と自然、人と人のつながりを継承する～

ふれあいの森は、次の2つの意味をもっています。

○ 人と自然をつなぐ森

みどり再生のシンボルとして、里親の樹林、水辺、草地などの自然環境を創出し、有機的につなげた生態的なシステムにより構成される自然的環境

○ 人と人をつなぐ森

様々な恩恵を享受してきた里山を再生することで、常に時代の要請に応えた持続可能なライフスタイルや地域社会を構築していく社会的環境

森づくり活動を通じて、「人と自然」「人と人」の関わりを体験し、持続的なライフスタイルや地域社会のありかたについて学ぶことができる森とします。

2. 参画と協働による森づくり

■2-1 森づくり活動メニュー

春日部夢の森公園の森づくり活動は、県民、企業・団体・学校等の方々が参加して行っています。

育苗、苗木などの植栽、下草刈り、間伐や枝打ちなどの活動に県民、企業、団体、学校などの方々にサポーターとして参加していただくことができます。

そのほか、公園を活用したさまざまな協働プログラムを企画・実現することができます。当面は、森林の育成・管理が中心になりますが、今後の森の生長にも合わせながら、下図のようなプログラムを県民参加のもと実現していきます。



■2-2 森づくりの基本的な方針

「里山」の再生を目指しています

- ・埼玉県南東部の落葉樹を主体とし、林床まで日照が届く明るい樹林とします。
- ・里山文化を表す四季の変化が感じられる森（樹林、水辺、草地）とします。
- ・樹林の一部では、地域に現存する植生として「屋敷林」「社寺林」などの潜在植生による樹林を復元します。
- ・調査・研究、里山的レクリエーション活動の実践などに利用できる森（樹林、水辺、草地、広場）とします。

生物多様性の高い自然環境を復元します

- ・単一の樹種でなく、多様な種が混交した樹林構成とします。
- ・管理の方法や頻度の違いにより草丈の異なる多様な草地とします。
- ・里山文化を象徴する動植物を保全する環境とします。
- ・里山として落葉樹の明るい樹林や、適度に管理された草地、水辺、野生動植物が生育・生息できる環境とします。

安心して利用ができる森にします

- ・レクリエーション利用に際して安全な森（樹林、水辺、草地、広場）とします。
- ・森は、防犯に配慮してできる限り見通しを確保します。
- ・防災に配慮した場所では、延焼防止に寄与するカシ等の常緑広葉樹を中心とした樹種や林相構造を持った樹林とします。
- ・民家等が隣接する場合は、枝葉の越境、落ち葉、日照の阻害などに配慮します。

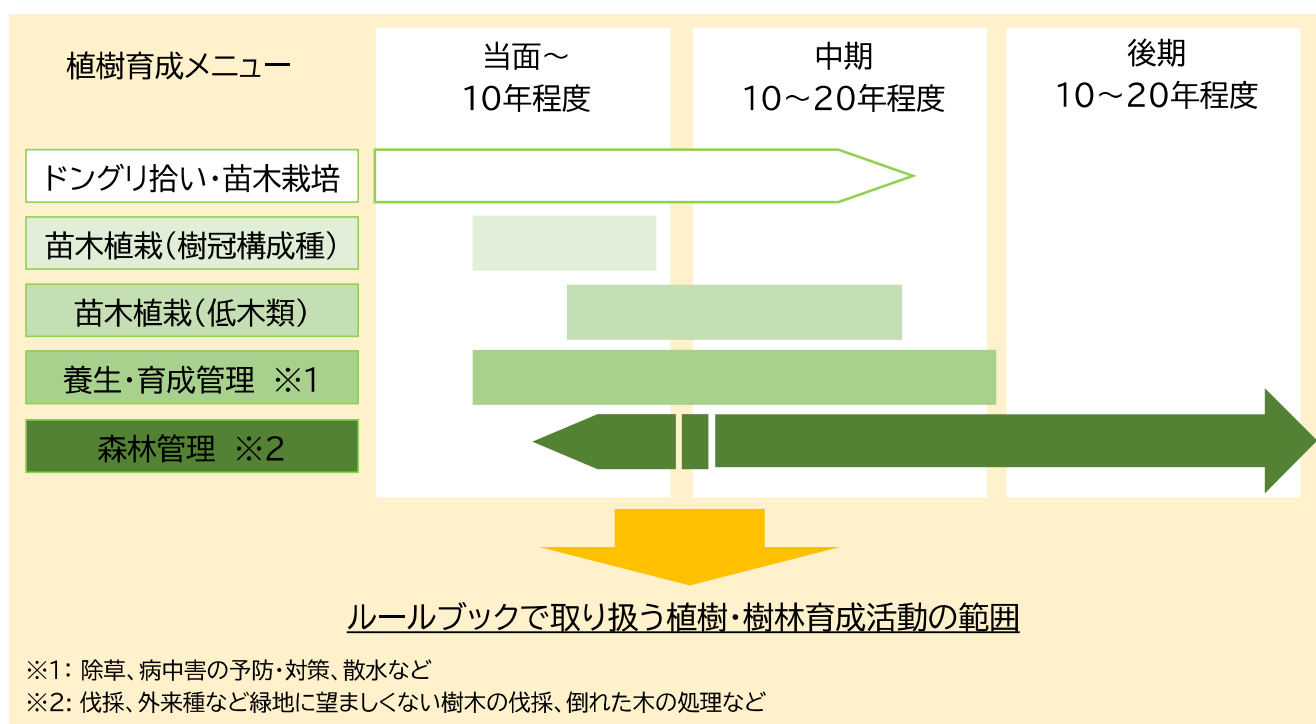


樹林の育成・管理に関する方針については、植樹計画書の内容も必ず確認してください。

■2-3 森づくり作業について

苗木栽培、植栽、植樹した苗木の養生・育成管理（除草など）主体となる段階（今後、10年程度まで）を扱います。

- 樹林育成は長い時間をかけて行われ、森づくりの段階に応じて作業メニューが変化します。
- 樹林育成の初期は苗木の栽培や植栽、植栽地の育成管理が主体となりますが、森が十分に発達した将来においては、作業は森林の管理だけとなり、様々な利活用が想定されます。
- 森づくり活動への参加の仕組みは、樹林育成の段階に応じて考える必要があります。



森づくり活動 作業時期の目安

作業メニュー	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ドングリ拾い												
植え付け												
育苗												
苗木植栽												
除草（3回）												
間伐（5年後から）												
灌水（適宜）												
モニタリング（適宜）												

■2-4 活動参加にあたってのお約束ごと

参加者の皆様には、以下のお約束ごとを申込時に書面で提出し、遵守していただきます。

春日部夢の森公園 森づくり活動のお約束ごと 森づくり活動に参加するにあたり以下の内容に同意します。

- ☐ 春日部夢の森公園が目指す森づくり活動の趣旨を理解し、参加します。
- ☐ 営利を目的としません。
- ☐ 植樹計画書の考え方に沿って活動します。
- ☐ 生物多様性の考え方を理解して活動に参加します。
- ☐ 春日部夢の森公園の管理運営に協力します。
- ☐ 他の活動に対する敬意をはらう、尊重するなどの協力関係を築きます。また、活動が競合する場合は、お互いが協議し調整し、困難な場合は、協議会が調整を行います。
- ☐ 活動では参加者や公園利用者の安全を優先します。
- ☐ 公園利用者への配慮や森づくりの啓発を行っていきます。
- ☐ 活動にあたっては、協議会で決定されたことを守ります。
- ☐ 活動内容について審査を求められた場合は、審査を受けることを承諾します。審査の結果不適合と判断された場合には、活動は行いません。
- ☐ 毎年の活動内容などを年間活動報告に記入し提出します。
- ☐ （イベントなどの）活動報告が求められた時には、活動内容を取りまとめて速やかに提出します。
- ☐ 活動について自己責任で行います。なお、活動団体はボランティア保険に加入します。
- ☐ 上記が守れない場合や、活動の継続が困難になった場合は、活動を辞退します。

以下のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

- i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - ii 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - iii 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業者を営む者
 - iv 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、金銭の貸付を主な業として営む者
 - v 応募の際に民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（昭和14年法律第154号）による再生手続き又は更生手続開始の決定を受けている者
- また、必要な場合には、事業から暴力団等を排除するため、埼玉県警本部又は所轄する警察署に照会する場合があります。

住 所：〒 —

連絡先：

署 名：

■2-5 参加団体の名称表示についての考え方

- 春日部夢の森公園は、企業・団体・学校等の参画と協働によって植樹活動やその後の手入れ(維持管理)、森の多様な活用を促進し、これまで以上に広く自由に県民に利用されることを目指しています。
- 参加する企業・団体・学校等は、春日部夢の森公園の森づくりにおける生物多様性への配慮や、広く一般県民への利用・学習機会づくりなどの趣旨に賛同し、一般県民、各種団体や行政と共に「協働の森づくり」をすすめます。
- このような取り組みを顕彰し、企業・団体・学校等による森づくり活動を「〇〇〇(企業・団体・学校名等)の森づくり」と呼びます。
- 現地には、「〇〇〇(企業・団体・学校名等)の森づくり活動エリア」などと表示した看板を指定管理者で設置し、活動場所を紹介します。
- 今後、参加団体が増加し、参加形態も多様化した場合には、企業・団体・学校名表示のあり方を再検討します。

3. 森づくり活動のルール

■3-1 活動参加のパターン

春日部夢の森公園の森づくり活動への参加については、下表のパターンがあります。

参加のパターン	区分		活動内容
	個人	団体・企業 学校	
エリア設定型（10ページ）	○ (注1)	○	・一定のエリアを定めて植樹や植付け後の管理を行う
活動日設定型（12ページ）	－	○	・除草、植樹などの定例活動、臨時活動
苗木の里親（13ページ）	○	○	・ドングリ等の採集と育苗
イベント型（14ページ）	○	○	・記念植樹などのイベント
サポーター登録型（15ページ）	○	－	・除草、モニタリングなどのサポート

注1・・・個人参加のエリア設定型活動は、春日部夢の森公園指定管理者が運営事務局を担う形式のみ実施ができる。

■3-2 役割分担について

森づくり活動にあたって、指定管理者と参加者の基本的な役割分担は、下表の通りとなります。

区分	項目	役割分担	
		指定管理者	参加者
苗木生産	ドングリ拾い	○	
	箱まき、鉢上げ、ポット苗除草	○	
	灌水、病虫害防除	●	○ ※2
	苗木の里親	○	
植栽基盤整備	造成、土壌改良	●	－
植栽	地ごしらえ	○	
	植栽	○	
維持管理	マルチング、除草、モニタリングなど	植樹計画書 ④維持管理の役割分担を参照	
所有権	植樹した苗木や樹木、植栽	◆ ※3	－

※1：●：主体的に実施、○：参画と協働で実施

※2：薬剤を扱わない作業

※3：活動により植樹した苗木や樹木、植栽の所有権は、県に帰属

■3-3 エリア設定型活動

個人

団体・企業
学校

公園内の植樹エリアの一定区画を定め、植樹から植え付け後の管理まで、次のルールに沿って参加者が主体となって行います。

項目		内容
活動エリア		・はじまりの森、植樹エリアの一定エリア（指定管理者と協議の上決定）
活動面積		・原則約100㎡以上
参画の期間		・原則として植栽後3年間とし、それ以降は1年毎に自動更新とする。
活動内容	地ごしらえ	・基本的に植栽を実施する主体が行う。 ・土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、指定管理者が対応する。
	植栽	・植樹計画書に従う。
	除草	・参画主体が実施する（年3回以上）。
		・動力機器（草刈機・刈払機など）の使用は原則禁止とする。
	除伐	・苗木が成長し、混みあってきた場合は、健全な森林への育成を目的とした除伐を行うことが可能。その際は必要性や密度について植樹計画書に基づき指定管理者と協議する。 ・原則として参加団体が行う。 ・チェーンソーなどの動力機器については、原則使用禁止とする。 ・必要に応じて、ヘルメット着用などの安全管理を徹底する。 ・伐採木の幹は、森の景観を阻害しないようエリア内に集積することを基本とする。集積場所については、別途指定管理者と協議する。 ・エリア内に集積できない事情がある場合、または材として利用をしたい場合は、指定管理者と協議する。 ・伐採で発生した枝葉は、細断して林内に敷き詰めることを基本とするが、林床植生を育成する場合は数ヶ所に集積してもよい。 ・除伐後、切り株より萌芽してきた場合は、適宜、芽かきを行う。
	下枝払い	・樹形を整え、林内の見通しを改善するため、下枝払いを可能とする。 ・下枝払いをする高さは、樹高の1/2程度までを目安とするが、事前に指定管理者と協議する。 ・脚立、梯子などを利用し、地上から2m以上の高さで作業する場合は、安全対策について指定管理者へ説明し、承認を受けた上で実施する。
	その他	【管理用通路】 ・円滑な維持管理活動を行うことを目的として、管理用通路の施工を可能とする。 ・原則として活動団体が主体となって実施する。 ・通路には表面処理を行ってもよい。その場合、使用する材料は、レンガ、ウッドチップ（エリア内で発生した除伐材、枝葉をチップ化したものも可）、落葉、芽・葉類とし、森の景観を阻害しないものとする。 ・通路の端に、除伐材などを用いた土留めを設置してもよい。 ・通路の幅員は、原則として最大1.5mとする。 ・通路設置の際は、事前に指定管理者と協議の上、施工する。 ※作業人員、材料等は、原則として活動団体が用意する。ただし、一部道具類については、指定管理者と協議の上、貸出可能（別紙：春日部夢の森公園貸与可能備品一覧）。 【その他】 記載のない事項は、その都度指定管理者と協議する。
保険		・参加者が活動内容に応じた保険へ加入する。 ※個人参加の場合は指定管理者が一括加入する。

参加手順（団体・企業・学校）

1

参加希望団体は、春日部夢の森公園までご連絡をお願いします。
活動エリアや活動内容について、参加者と指定管理者で協議を行います。

2

活動内容の概要が決定後、エリア設定型活動申込書（様式1-1）と「森づくり活動のお約束ごと」（7ページ）を提出してください。

3

年間の活動計画が決定次第、活動計画書（様式1-2）を提出してください。

4

活動実施後は、森づくり活動報告書（様式6）を提出してください。



個人参加の活動については、指定管理者が事務局として参加者の募集を行います。当初は事務局で活動計画を作成しますが、参加者の意見を取り入れながら徐々に県民主体の活動へと移行していきます。

■3-4 活動日設定型活動

団体・企業
学校

参加団体が希望する日に、植樹、除草などの森づくり活動を行っていただきます。

項目		内容
活動エリア		・はじまりの森、植樹エリアの任意のエリア
活動日		・参加団体が活動を希望する日
活動内容	地ごしらえ	・基本的に植栽を実施する主体が行う。 ・土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、指定管理者が対応する。
	植栽	・植樹計画書に従う。
	除草	・原則手刈り。
保険		・参加団体が活動内容に応じた保険へ加入する。

参加手順（団体・企業・学校）

1

参加希望団体は、春日部夢の森公園までご連絡をお願いします。
活動内容について、参加者と指定管理者の協議の上で決定します。

2

活動内容の概要が決定後、活動日設定型活動申込書（様式2-1）と「森づくり活動のお約束ごと」（7ページ）を提出してください。

3

活動実施後は、森づくり活動報告書（様式6）を提出してください。

■ 3-5 苗木の里親

個人

団体・企業
学校

ドングリを参加者が採集・育苗し、順調に成長した苗木を公園に持ち帰り、植樹していただきます。

項目	内容
申込書等の提出	・活動に際し、あらかじめ指定管理者の同意を得て、苗木の里親申込書（様式3）及び、7ページ「森づくり活動のお約束ごと」により、春日部夢の森公園に申込を行ってください。
ドングリの採集	・採集場所は埼玉県内に限ります。 ・原則として採集は参加者自身で行ってください。 ※個人の方を対象に、指定管理者が配布することがあります。
樹種	・植樹計画書に定められた樹種（コナラ、クヌギ、シラカシ、マテバシイ）
育苗エリア	・参加者が所有、管理している土地、建物内等
活動内容	・ドングリ拾い、植付、育苗、植樹
数量	・指定管理者と参加者で協議の上決定します。
ドングリ、苗木の運搬	・参加者ご自身で行ってください。
苗木の里親期間	・原則として2年間
栽培条件	・指定管理者と参加者とで協議、調整します。
栽培に関する助言	・必要に応じ、指定管理者が行います。
費用負担	・栽培設備の設置、肥料・土などの資材、灌水などで発生する費用については、参加者の負担となります。
植樹	・春日部夢の森公園に植樹します。 ・時期、場所については、指定管理者と調整します。
備考	・活動により育苗され、植樹した苗木や、植栽の所有権は、県に帰属します。 ・生育不良や病虫害の発生が認められた苗木は植栽できないことがあります。

■ 3-6 イベント型活動

個人

団体・企業
学校

記念植樹など、森づくりにかかわるイベントを参加者が企画し、実施できます。

項目		内容
活動エリア		・はじまりの森、植樹エリア、芝生、草原の任意のエリア
活動日		・主催者の希望する日
企画・募集		・記念植樹、草刈りなど、イベントごとに主催者が企画する。 ・主催者は募集や広報、連絡、名簿管理等の事務作業を行う。 ・主催者は森づくり活動の活性化を促進するために、その主旨や仕組みについてPRを行う。
活動内容	地ごしらえ	・基本的にイベントを主催する主体が行う。 ・土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、指定管理者が対応する。
	植栽	・植樹計画書に従う。 ・苗木や必要な資材は主催者が調達する。
	除草	・手刈りとする。
保険		・主催者がイベント保険に加入する。

参加手順（団体・企業・学校）

1

イベント実施の希望団体は、春日部夢の森公園までご連絡をお願いします。
内容について、団体と指定管理者の協議の上で決定します。

2

決定した内容について、春日部夢の森公園にイベント型活動申込書（様式4）と
「森づくり活動のお約束ごと」（7ページ）を提出してください。

3

活動実施後は、森づくり活動報告書（様式6）を提出してください。

■3-7 サポーター登録型活動

個人

個人対象の活動で、公園にサポーターとして登録していただき、参加者の都合のよい日に、除草などの森づくり活動をしていただきます。

項目	内容
活動エリア	・はじまりの森、植樹エリアの指定管理者が定めたエリア
活動日	・参加者が活動を希望する日
活動内容	・除草（手刈りのみ） ・散水、施肥 ・植樹、移植 ・樹木調査、生物調査 等
保険	・指定管理者がボランティア保険に加入。
その他	・参加者には公園サポーターの腕章を配布するので活動中は装着する。

参加手順（個人）

1

春日部夢の森公園に公園サポーター登録申込書（様式5）と「森づくり活動のお約束ごと」（7ページ）を提出してください。

2

活動前は、春日部夢の森公園管理事務所に連絡し、指示のあった箇所について作業をしてください。

3

活動実施後は、公園サポーター活動記録（様式5-2）を提出してください。

4. 県民協働プログラム

個人

団体・企業
学校

春日部夢の森公園では、森づくり活動にかかわらず、公園を活用したさまざまな活動を、県民の皆様に参加していただきながら、今後行っていきます。

県民との協働による新しい公園の創造によって、人と人・人と自然がつながる地域のコミュニティの場としての公園づくりを目指しています。



本プログラムについては、令和4年度中により詳細な募集要項を定め、公表を予定しています。以下は現時点での暫定的な内容として記載しています。

実施が想定されるプログラム

※森林の成長度合い等の事情で現時点では実施ができない活動もあります

- 水辺づくり、草地づくり
- 生き物の生息環境づくり
- プレイパーク
- 里山体験、木工
- 環境教育（自然環境や循環型社会の構築）
- 花壇づくり
- 森林セラピー、園芸セラピー
- 健康レクリエーション
- 調査、研究
- その他の活動

参加手順（団体・企業・学校）

1

協働プログラムの実施希望団体は春日部夢の森公園までご連絡をお願いします。内容について、団体と指定管理者の協議を行います。

2

実施可能と指定管理者が判断した場合、春日部夢の森公園に協働プログラム申込書（様式7）と「森づくり活動のお約束ごと」（7ページ）を提出してください。

3

活動実施後は、協働プログラム活動報告書（様式8）を提出してください。

5. 寄付での参加

個人

団体・企業
学校

森づくり活動の資金面や物品面でのご支援を受付しています。ご支援をいただける方は、春日部夢の森公園までご連絡をお願いします。



ご支援をいただいた方には、公園内に作成を予定している銘板にお名前を表示させていただきます。銘板のデザインや設置場所については、現在検討を進めております。

● 寄付金での支援

「夢の森づくり基金」に寄付を受付しています。苗木の購入・育苗、土壌改良、消耗品・備品の購入など、森づくりに関係する費用に充当させていただきます。

● 苗木の寄付

植樹計画書に記載のある樹種に限り受入れが可能です。原則として埼玉県産の苗木とします。また、植樹予定箇所により植えられる樹種も異なりますので、事前にご相談ください。また、ソメイヨシノなどの園芸品種や非在来種の受入れはできません。

【落葉樹】

コナラ、クヌギ、イヌシデ、アカシデ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サンショウ、ガマズミ、カラスザンショウ、クリ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、ウツギ、ミズキ、エゴノキ、トチノキ、モミジイチゴ、マユミ、ネムノキ

※以下の樹種は水辺のみ植樹可能です。

ハンノキ、アカメヤナギ、ネコヤナギ、カワヤナギ、イボタノキ、オニグルミ、ヤマグワ

【常緑樹】

シラカシ、アラカシ、スタジイ、マテバシイ、アカマツ、ネズミモチ、ヒサカキ、アオキ、ヤブツバキ

● 物品の寄付

公園の管理運営や森づくり活動に資する物品について、寄付を受付しています。



春日部夢の森公園 管理事務所

住所： 〒344-0036

埼玉県春日部市下大增新田391

電話番号: 048-796-3787

ホームページ: <https://kasukabe-yumenomori.jp/>

メール: yumenomori@nem-shiteikanri.jp

指定管理者 日本環境マネジメント株式会社

様式1-1

春日部夢の森公園 エリア設定型森づくり活動 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

団体名		
代表者	氏名	
	住所	
連絡者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

団体の概要			
参加希望面積	m ²	参加予定人数	人
植樹計画の概要 (樹種・本数)			

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式1-2

春日部夢の森公園 エリア設定型森づくり活動 年間活動計画

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

団体名	
-----	--

〈活動スケジュール〉

月日	活動内容	参加人数	備考

※活動前に、様式1-3活動計画書を提出してください。

※各活動の実施時期は、ルールブック 6 ページを参考にしてください。

様式1-3

春日部夢の森公園 エリア設定型森づくり活動 活動計画書

年 月 日

団体名							
当日作業 責任者	氏名						
	電話番号						
活動日時	年 月 日 時 ～ 時						
	(予備日) 年 月 日 時 ～ 時						
活動内容							
貸与希望物品							
備考							

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

様式2

春日部夢の森公園 活動日設定型森づくり活動 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

団体名		
代表者	氏名	
	住所	
連絡者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

団体の概要	
活動場所	
活動日	年 月 日 時 ～ 時
	(予備日) 年 月 日 時 ～ 時
貸与希望物品	
参加予定人数	人
活動内容	

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式3

※団体用

春日部夢の森公園 苗木の里親 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

団体名		
代表者	氏名	
	住所	
連絡者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

※苗木の所有権は県に帰属することを承諾します。

団体の概要				
育苗予定場所				
ドングリ採集場所				
予定本数	シラカシ	本	マテバシイ	本
	コナラ	本	クヌギ	本

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式3

※個人用

春日部夢の森公園 苗木の里親 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

氏名	
住所	
電話番号	
Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

※苗木の所有権は県に帰属することを承諾します。

育苗予定場所	
ドングリ採集場所	
予定本数	シラカシ 本 マテバシイ 本 コナラ 本 クヌギ 本

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式4

※団体用

春日部夢の森公園 イベント型森づくり活動 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

団体名		
代表者	氏名	
	住所	
連絡者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

団体の概要			
活動場所		参加予定人数	人
実施日	年 月 日	時	～ 時
	(予備日) 年 月 日	時	～ 時
イベント内容	※必要に応じて、企画書を別途提出してください。		

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式4

※個人用

春日部夢の森公園 イベント型森づくり活動 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

氏名	
住所	
電話番号	
Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

活動場所		参加予定人数	人
実施日	年 月 日	時	～ 時
	(予備日) 年 月 日	時	～ 時
イベント内容	※必要に応じて、企画書を別途提出してください。		

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式5

※個人用

春日部夢の森公園 公園サポーター登録申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者（代表者）

氏名	
住所	
電話番号	
Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、サポーター登録を申し込みます。

※小学生以下の方は保護者同伴となります。

主な活動希望内容	
登録者情報	※同一世帯の方はまとめて登録が可能です。全員のお名前、代表者との続柄、ご年齢を記載してください。
備考	

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

サポーター番号：

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式5-2

春日部夢の森公園 個人サポーター活動記録 (●年度)

サポーター一名	
---------	--

〈活動記録〉

[illegible]

様式6

春日部夢の森公園 森づくり活動 活動報告書

年 月 日

氏名・団体名						
当日作業 責任者	氏名					
	電話番号					
活動日時	年		月	日	時	～ 時
活動内容						
備考						

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関することのみに使用いたします。

様式7

※団体用

春日部夢の森公園 県民協働プログラム 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

団体名		
代表者	氏名	
	住所	
連絡者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

団体の概要	
活動場所	
プログラムの概要	※企画書および年間計画を別途提出してください。

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式7

※個人用

春日部夢の森公園 県民協働プログラム 申込書

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長 様

申込者

氏名	
住所	
電話番号	
Mail	

「植樹計画書」「森づくり活動ルールブック」の内容を理解し、春日部夢の森公園の森づくり活動の趣旨に賛同の上、活動参加を申し込みます。

団体の概要	
活動場所	
プログラムの概要	※企画書および年間計画を別途提出してください。

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

以下には記載しないでください。

本件の申込みについて、了承いたします。

年 月 日

春日部夢の森公園 公園長

様式8

春日部夢の森公園 協働プログラム活動報告書

年 月 日

氏名・団体名						
当日作業 責任者	氏名					
	電話番号					
活動日時	年	月	日	時	～	時
活動内容						
備考						

【個人情報の扱いについて】お預かりしました個人情報は、埼玉県個人情報条例に則り厳正に取扱い、春日部夢の森公園の森づくり活動に関するもののみに使用いたします。

指定管理業務に関する特記仕様書（春日部夢の森公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添 1 の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - （１）他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - （２）以下のとおり減免措置を行うこと。
 - ア 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は、１／２以上を減額すること。
 - イ 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和５８年条例第８号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和５８年規則第３２号）の規定に基づいて減免すること。
 - ウ 森づくり協議会が実施する事業は料金を免除すること。
 - エ 公園サポーターが行う活動のほか、公園の森づくりや環境教育に資する事業は料金を免除すること。
 - （３）有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 施設のバリューアップによる維持管理水準の上昇や物価・労務単価等が上昇する中での施設の維持管理水準の確保など、公園管理運営の実状を踏まえた、合理的かつ具体的な理由による適切な時期の改定であること
 - イ 料金改定による利用者満足度や利用者数等への影響に配慮し、利用者ニーズを踏まえた柔軟な運営や新たな取組など、サービスの向上が図られていること
 - ウ 近隣（関東近県）の同種同規模施設（公営・民営）の料金の状況と比較（国際試合や全国規模の大会が開催される施設の場合は全国）しても妥当な額であること
 - エ 変更について、利用者への周知期間が設けられていること（おおむね１月以上）
 - オ 利用料金の改定により確保された財源については、施設の機能の保持、品質の確保に優先して使用すること
 - カ 指定管理期間中の料金変更については、変更後複数年にわたり大幅な黒字決算となった場合には、委託料の変更も検討する
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木については、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管

理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。

5 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

6 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たす保安規定を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」（原則毎年開催）への出席に配慮すること。

7 森づくり協議会の運営等について

本公園では、公園の管理運営や県民参画への具体的な方策等について協議するため、森づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置している。

本公園の森づくりに当たっては、協議会に付議し、助言や意見を求めた上で進めるとともに、協議会の名義で森づくり活動等のイベントを行うこと。県、指定管理者、協議会の役割は別紙のとおりとし、指定管理者は協議会の事務局として、以下の業務等協議会の運営に必要な業務を実施すること。

- (1) みどりの少ない都市部に身近な「みどり再生のシンボルとなる公園」を整備するというコンセプト及び「植樹計画書」を踏まえ植樹実施計画を企画立案し、森づくり活動を実施すること。

なお、森づくり活動では、年500～1,500本の植樹を目安としている。

- (2) 公園及び周辺地域に生息する動植物の紹介等の環境教育活動や地元住民、小学校等への育苗支援、樹木の成長や生物の生息状況のモニタリングを実施すること。
- (3) 協議会については、県営公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第9条で規定する年度別事業計画書について県の承認を得る前に開催するほか、基本協定書第11条で規定する事業報告書を県に提出した後、速やかに開催すること。

また、毎年度、上半期終了後、協議会を開催し、事業の進捗状況を報告するほか、県又は協議会委員の求めや指定管理者の必要に応じて、随時開催すること。

- (4) 協議会開催にあたっては、日程調整、会場準備、資料作成・印刷、議事録作成、会議結果の資料とりまとめ、有識者の旅費・出席謝金の支払いなどを実施すること。

8 参画と協働による森づくりについて

- (1) 県民協働を進めていくため、「春日部夢の森公園 森づくり活動 参画と協働に関するルールブック」を参考として、森づくり協議会と調整の上、新たにルールブックを作成し、指定管理期間中の森づくり活動を行うこと。
- (2) 森づくり活動に参加を希望する県民や企業・団体・学校等の募集を進めるとともに、植樹等の技術指導を実施すること。また、公園内のビニールハウスなどを活用した育苗、苗木の台帳や植樹記録の更新を実施すること。
- (3) 小学校単位での植樹・樹木育成活動（苗木の里親として参画）については、

7 小学校で年 1 回以上の実施を想定している。なお、公園までの移動費及びイベント保険料は、予め収支計画に盛り込み、指定管理者が負担すること。

(4) 森づくり等本公園の業務に対して寄付金の申し出があった場合は、指定管理者業務とは別に金融機関口座を開設し、森づくり協議会の構成員の中から監事を依頼するなど、寄付金を適正に管理すること。

(5) 指定管理業務を開始した時点で森づくり活動に参加している県民、企業・団体・学校等については、引き続き活動を認め、可能な範囲で必要な支援をすること。

9 公園の賑わいの創出について

県民、企業、団体等公園の利用者を繋ぐことを通じて公園の賑わいを創出するほか、新たな活動や事業を生み出すため、コーディネート人材を配置し、以下の業務を実施すること。

(1) 地域や県民と連携してのイベントやセミナーの開催など、県民参画型の活動を推進すること。

(2) ボランティア活動など県、指定管理者、森づくり協議会とともに公園を活性化させる取組を行う担い手を発掘し、公園サポーターとして認証するほか、その活動支援を行うこと。

10 公園のルールづくりについて

埼玉県都市公園条例第 8 条（行為の禁止）及び第 9 条（行為の許可）のほか、指定管理者は県の承認を得て、利用者遵守事項を定めることができるが、策定に当たっては、利用者の多様な意見を反映させるため、アンケート調査や森づくり協議会を開催し、その意見や提言を参考にすること。

11 施設の利活用について

園地や管理棟（サークル室、フリースペース、屋上等）の利活用を図る企画の立案、実施を通じて、地域への貢献に努めること

12 利用者意見の聴取・反映

アンケート調査や利用者懇談会等を開催し、利用者の意見・要望を的確に把握すること。さらに、調査結果等を踏まえ管理運営・業務改善に反映させるよう努めること。

13 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙 2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

14 防災等に関する訓練に協力すること

春日部夢の森公園は春日部市の地域防災計画で指定緊急避難場所として指定されている。春日部市等が防災訓練を実施する際は、公園を管理する者として参加及び協力すること。

15 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) (一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。

また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。

- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
(3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

16 本書に定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時は、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別紙

県、指定管理者、協議会の役割分担

		県	指定管理者	協議会
許可		○ (設置・占用許可)	○ (利用・行為許可)	
公園利用者対応		○	○	
維持管理（植栽管理・清掃・警備・修繕など）		100万円以上の修繕	○	
危機管理対応・利用料金の収受			○	
協議会事務局・コーディネーターの配置			○	
植樹実施計画		協議会の案を承認	協議会事務局として原案を立案	原案を審議し、協議会名で策定
利用ルールづくり		承認	原案策定	助言、提案
自主事業の実施	売店・自販機等設置 イベントの開催 公園のPR活動 公園サポーター活動への支援		○ ○ ○ ○	支援
	森づくり活動 自然観察活動		協議会事務局として企画立案の上、実施	協議会の名義で実施（メンバーは可能な範囲で活動に参加・協力）

【用語解説】

「設置・占用許可」・・・運動施設等公園施設の設置や電柱等の占用に関する許可

「利用の許可」・・・有料公園施設（会議室など）を利用することを許可。

「行為の許可」・・・出店、お祭り（イベント）、映画撮影などを行うことを許可。

春日部夢の森公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	△	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	△	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	△	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 令和3年3月1日付け20210208保局第2号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	△	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	△	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	○	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	△	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	○	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	△	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	△	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	△	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	△	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	△	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	△	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	△	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	

注 1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注 2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備（第二受電設備以降も含む）	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
		計器の校正		○	
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解			○
				排ガス測定		○	
				内燃機関の分解			○
			ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分点検			○
				オーバーホール			○
			ガス圧縮機	外観点検	○	○	
				保安装置		○	
				カップリング		○	
				オイルポンプ		○	
				スクリー圧縮機分解点検			○
			補機類	外観点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				駆動機シリンダ部グリース補給		○	
				リミットスイッチ動作位置		○	
				軸受部開放点検			○
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○	
				異音、振動、漏れ等	○	○	
				ベルトの点検、調整		○	
				総合分解点検			○
				漏れ等	○	○	○
			純水製造装置 水噴射装置	計器点検	○	○	
				純粋タンク水位、流量	○	○	
				カートリッジ純水器再生	○	○	
				総合システム点検		○	
				純水加圧ポンプの分解点検			○
				ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○	
			始動用空気圧縮機	圧力調整弁、圧力開閉器	○	○	
				安全弁の作動	○	○	
				潤滑油交換		○	
				ベルトの点検、調整		○	
				ピストン、シリンダーの分解点検			○
				外観点検	○	○	
			発電機関係	整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
				制御装置点検		○	○
				接地線接続部の点検		○	
				内部点検			○
				絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
				保護継電器の動作試験		○	
				需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ
	常用発電設備	原動機関係	蓄電池				
			内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解		○	○
				排ガス測定		○	
				内燃機関の分解			○

注 4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注 5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注 6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分解点検			○
				オーバーホール			○
			ガス圧縮機	外観点検	○	○	
				保安装置		○	
				カップリング		○	
				オイルポンプ		○	
				スクリー圧縮機分解点検			○
			補機類	外観点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				駆動機シリンダ部グリース補給		○	
				リミットスイッチ動作位置		○	
				軸受部開放点検			○
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○	
				異音、振動、漏れ等	○	○	
				ベルトの点検、調整		○	
				総合分解点検			○
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○
				計器点検	○	○	
				純粋タンク水位、流量	○	○	
				カートリッジ純水器再生	○	○	
				総合システム点検		○	
				純水加圧ポンプの分解点検			○
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○	
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○	
				安全弁の作動	○	○	
				潤滑油交換		○	
				ベルトの点検、調整		○	
				ピストン、シリンダーの分解点検			○
		配電盤		外観点検	○	○	
			機器損傷の有無	○	○		
			埃等の侵入防止、清掃	○	○		
			端子台、コネクタ等	○	○		
			操作、切換開閉器の動作試験		○		
			締付けねじの増締め		○		
			ヒューズ類の点検		○		
			盤内取付器具の加熱変色、損傷		○		
			盤内、外面の清掃		○		
			自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○		
			その他配電設備と同じ		○		
絶縁抵抗測定			○				
発電機関係	音響、振動、異臭等	○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○				
	グリースの劣化・漏れ等		○				
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○				
	内部分解点検			○			
	軸受の点検、交換			○			
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○				
	保護継電器の動作試験		○				
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。			

対 象				点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
自家用発電設備	常用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解		○	
				内燃機関の分解			○
			発電機関係	外観点検	○	○	○
				整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
				制御装置点検の点検		○	
				接地線接続部の点検		○	
				内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
				絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
				保護継電器の動作試験		○	
			蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
			車両	ブレーキ	○	○	
				タイヤ	○	○	
				エンジン関係	○	○	
				燃料	○	○	
				ライト、ウインカー	○	○	
				その他	○	○	
				排ガス測定		○	
	太陽光発電設備	太陽電池アレイ（架台を含む。）		外観点検	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
				開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器		外観点検	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
				保護機能試験		○	
		インバータ		外観点検	○	○	
				異音、異臭等	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置		外観点検	○	○	
				接地線接続部	○	○	
				絶縁抵抗測定		○	
				投入ロック試験		○	
		接地設備		保護継電器の動作試験		○	
				接地抵抗測定		○	
	風力発電設備	風車		外観点検	○	○	
				尾翼ダンパー点検、交換			
				ブレード点検、交換			○
		タワー		外観点検	○	○	
				ウィンチ点検		○	
		風速計		外観点検	○	○	
				異音等	○	○	
		発電機		外観点検	○	○	
				異音等	○	○	
				ブラシ点検、交換			○
				オーバーホール			○
				絶縁抵抗測定		○	
		インバータ		太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。
		系統連係保護装置		太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。
		接地設備		接地抵抗測定		○	

注 7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注 8. 絶縁油の点検・試験は、P C B 油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1－2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注 1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1－3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1 回
	内燃力発電所	毎月	2 回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1 回
	内燃力発電所	毎年	1 回
精密点検	需要設備	3～8 年	1 回
	内燃力発電所	3～8 年	1 回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1 回
自主検査		工事完了後	

注 1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

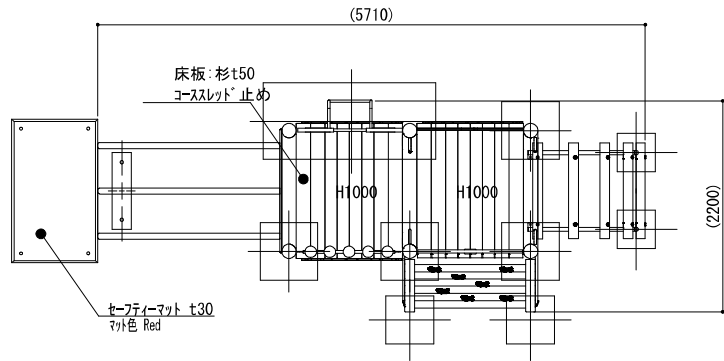
電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

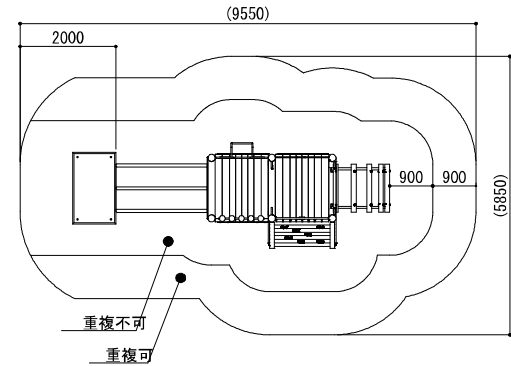
- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたが、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

春日部夢の森公園遊具設置場所(予定)

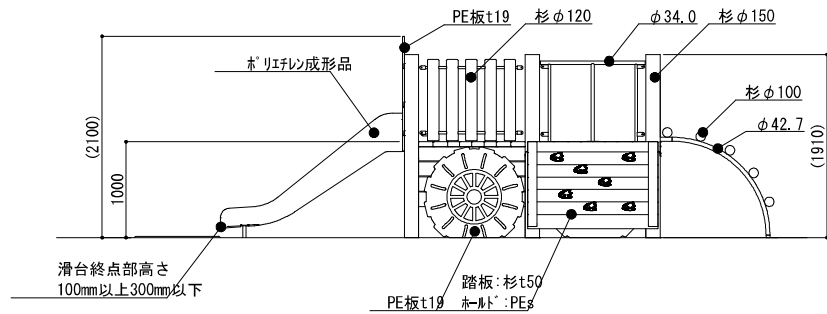




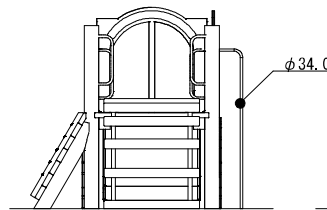
平面図



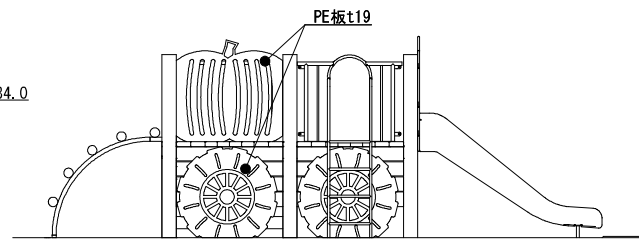
安全領域図 S=1/100



左側面図

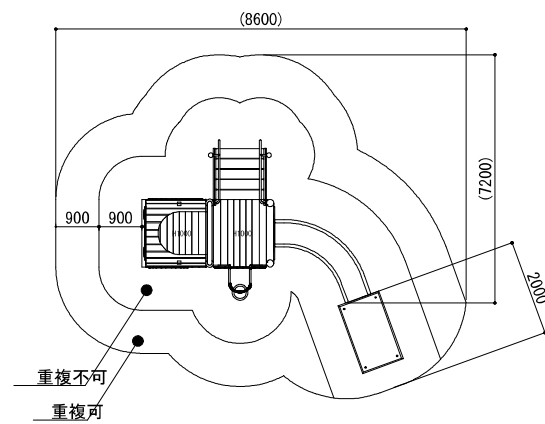


正面図

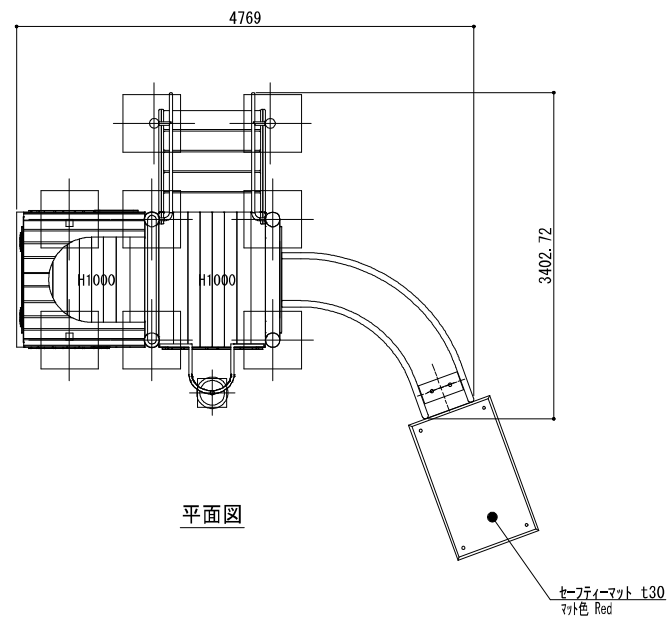


右側面図

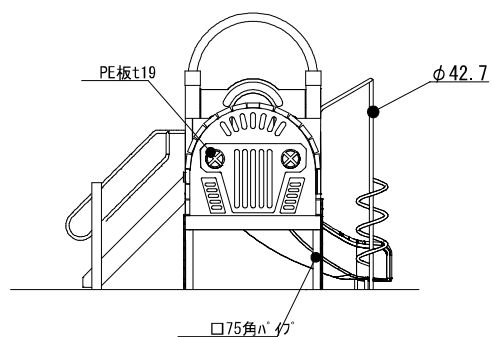
工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)		
施設名	春日部夢の森公園		
工事箇所	春日部市下大増新田地内		
図面名	トラクター1 (1/2)		
縮尺	1/50 (A3)	図面番号	2/12
埼玉県大宮公園事務所			



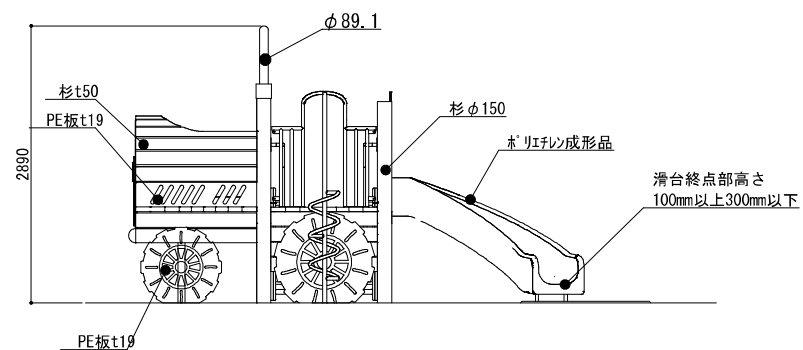
安全領域図 S=1/100



平面図

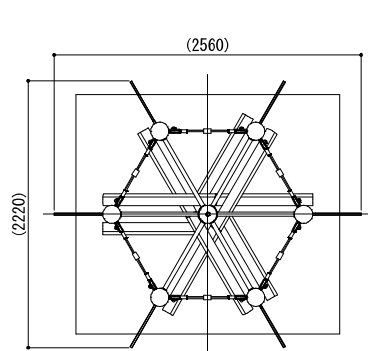


正面図

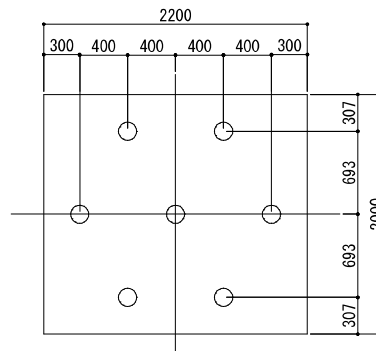


側面図

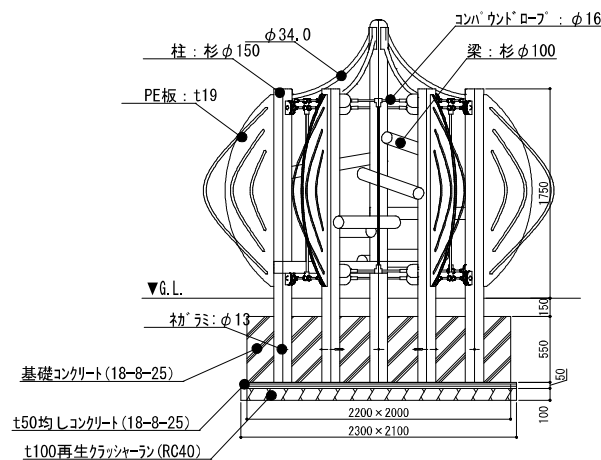
工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)		
施設名	春日部夢の森公園		
工事箇所	春日部市下大増新田地内		
図面名	トラクター2 (1/2)		
縮尺	1/50 (A3)	図面番号	4/12
埼玉県大宮公園事務所			



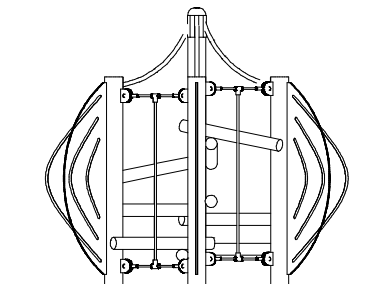
平面図



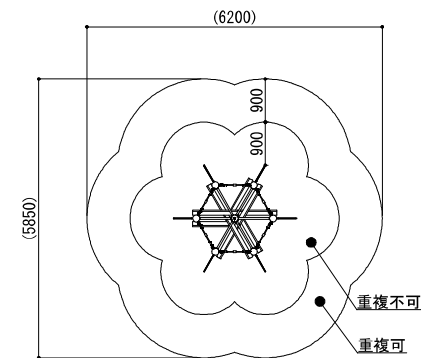
基礎伏図



正面図



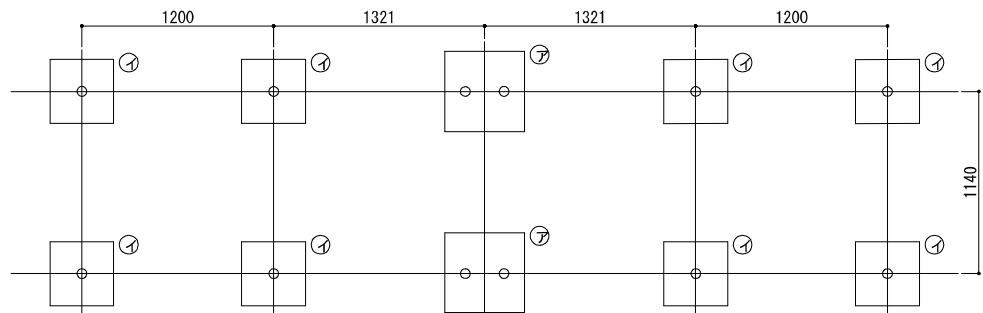
側面図



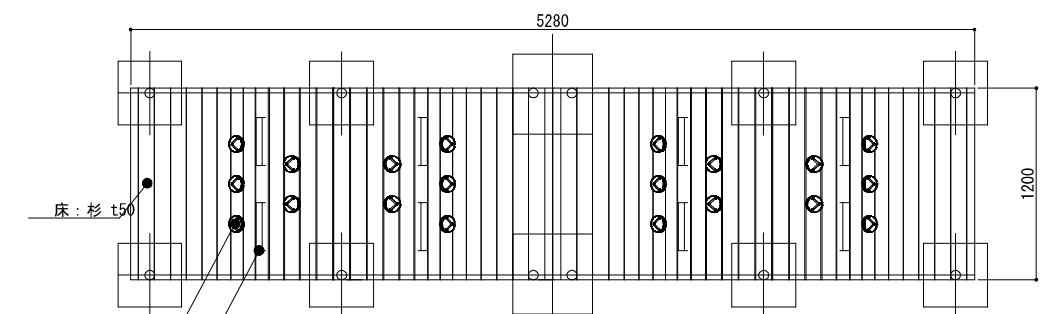
安全領域図 S=1/100

- 1) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程」J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に適合した製品である事。
- 2) 製品は、幼児(3歳から6歳)を対象に設計されたものである。利用者がこれを認識できる様、製品に1ヶ所以上表記する事。
- 3) 図に示す安全領域は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程」J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に基づくものである。
- 4) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の認定する「SP表示認定企業」の管理下で製作されたものである事。
- 5) 製品は、国際品質保証規格 I S O 9 0 0 1 認証登録企業の管理下で製作されたものとする。
- 6) 製品は(株)三英、型番: Z W 3 - 0 7 0 7 と同等品以上とする。
- 7) 使用木材はスギ丸太とし、十分乾燥させ、A Z N A 系防腐剤(J A S : 保存処理K 4 相当以上)を加圧注入する事。
- 8) 使用鋼材・鋼管はスチール製とし、メッキを施す事。
- 9) メッキ見え掛かり部は、合成樹脂塗装仕上げとする事。
- 10) 指示無きボルト・ナットはステンレス製とする事。
- 11) ナットはゆるみ止付きの処置を施す事。
- 12) 本製品の設計図面の変更、模倣を禁止いたします。

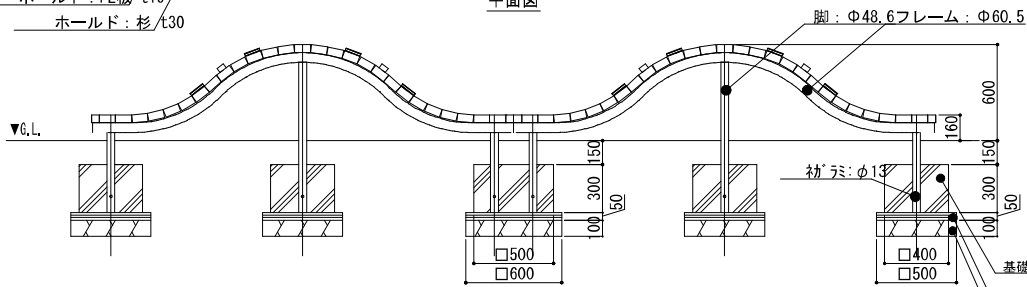
工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)		
施設名	春日部夢の森公園		
工事箇所	春日部市下大増新田地内		
図面名	タマネギジム		
縮尺	1/40 (A3)	図面番号	6/12
埼玉県大宮公園事務所			



基礎伏図



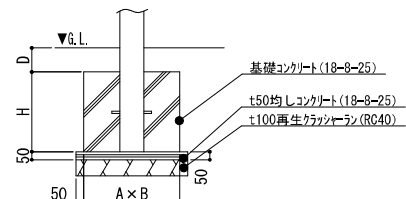
平面図



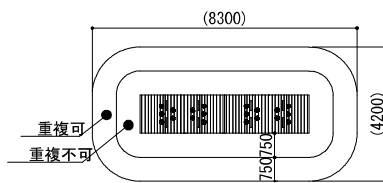
側面図

基礎数量表

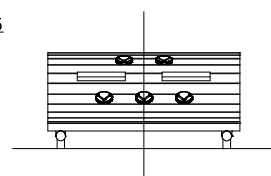
	A	B	D	H	数
㊦	500	500	150	300	2
㊧	400	400	150	300	8



基礎詳細図



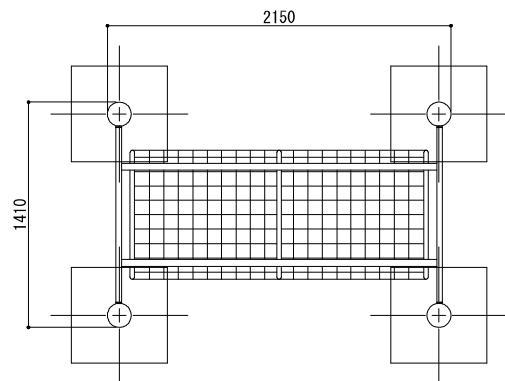
安全領域図 S=1/150



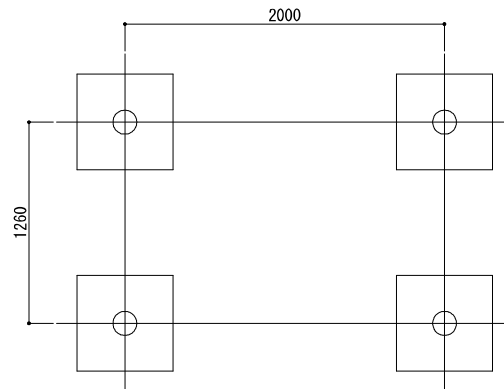
正面図

- 1) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程JPF A-SP-S: 2024」に適合した製品である事。
- 2) 製品は、幼児(3歳から6歳)を対象に設計されたものである。利用者がこれを認識できる様、製品に1ヶ所以上表記する事。
- 3) 図に示す安全領域は(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程JPF A-SP-S: 2024」に基づくものである。
- 4) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の認定する「SP表示認定企業」の管理下で製作されたものである事。
- 5) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険に加入した製造者の製品とする事。
- 6) 製品は、国際品質保証規格 ISO9001 認証登録企業の管理下で製作されたものとする。
- 7) 製品は(株)三英、型番: ZS3-2089と同等品以上とする。
- 8) 使用木材はスギ角材とし、十分乾燥させ、AZNA系防腐剤(JAS: 保存処理K4相当以上)を加圧注入する事。
- 9) 使用鋼材・鋼管はスチール製とし、メッキ処理を施す事。
- 10) メッキ見え掛かり部は、合成樹脂塗装仕上げとする事。
- 11) 指示無きボルト・ナットはステンレス製とする事。
- 12) ナットはゆるみ止付きの処置を施す事。
- 13) 本製品の設計図面の変更、模倣を禁止いたします。

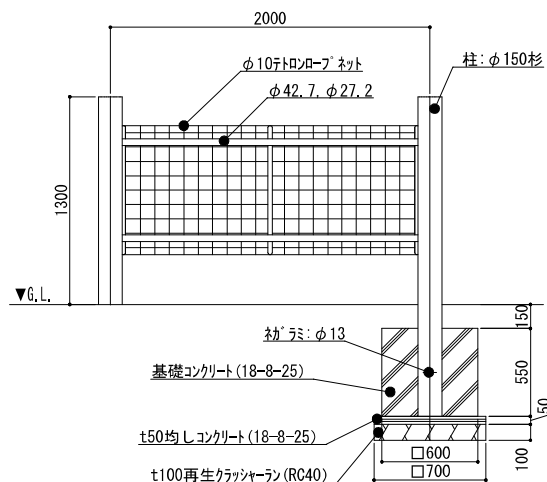
工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)
施設名	春日部夢の森公園
工事箇所	春日部市下大増新田地内
図面名	うねうねクライミング
縮尺	1/30 (A3)
図面番号	7/12
埼玉県大宮公園事務所	



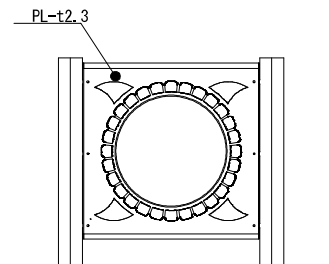
平面図



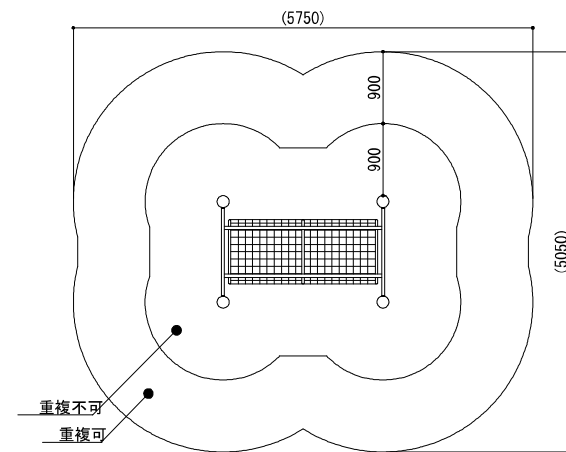
基礎伏図



側面図



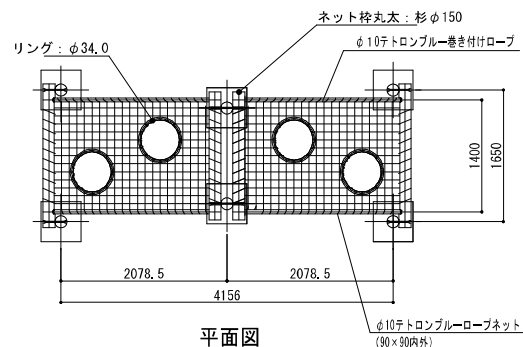
正面図



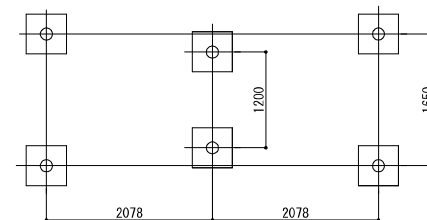
安全領域図 S=1/60

- 1) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に適合した製品である事。
- 2) 製品は、幼児(3歳から6歳)を対象に設計されたものである。利用者がこれを認識できる様、製品に1ヶ所以上表記する事。
- 3) 図に示す安全領域は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に基づくものである。
- 4) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の認定する「SP表示認定企業」の管理下で製作されたものである事。
- 5) 製品は、国際品質保証規格 ISO 9001 認証登録企業の管理下で製作されたものとする。
- 6) 製品は(株)三英・型番: ZW3-0706と同等品以上とする。
- 7) 使用木材はスギ丸太とし、十分乾燥させ、AZN系防腐剤(JAS:保存処理K4相当以上)を加圧注入する事。
- 8) 使用鋼材・鋼管はスチール製とし、メッキを施す事。
- 9) メッキ見え掛り部は、合成樹脂塗装仕上げとする事。
- 10) 指示無きボルト・ナットはステンレス製とする事。
- 11) ナットはゆるみ止付きの処置を施す事。
- 12) 本製品の設計図面の変更、模倣を禁じます。

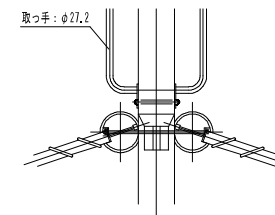
工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)		
施設名	春日部夢の森公園		
工事箇所	春日部市下大増新田地内		
図面名	もろこしトンネル		
縮尺	1/30 (A3)	図面番号	8/12
埼玉県大宮公園事務所			



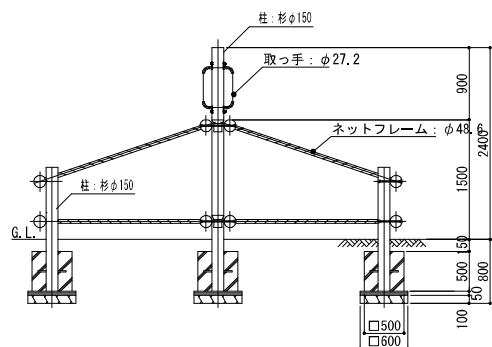
平面図



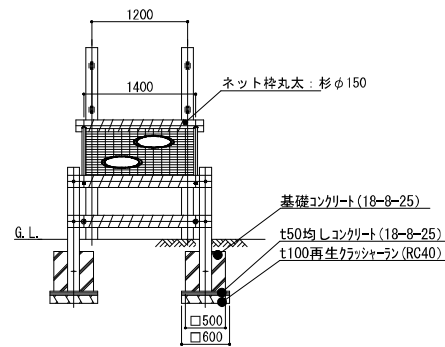
基礎伏図



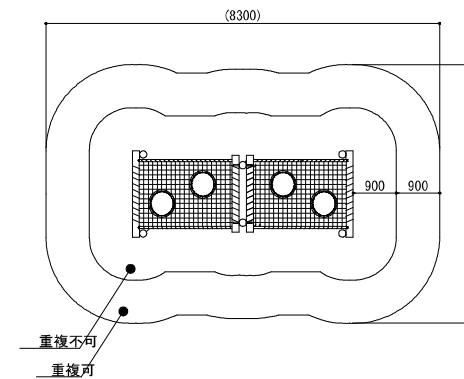
柱一梁接続部詳細図 S=1/20



側面図



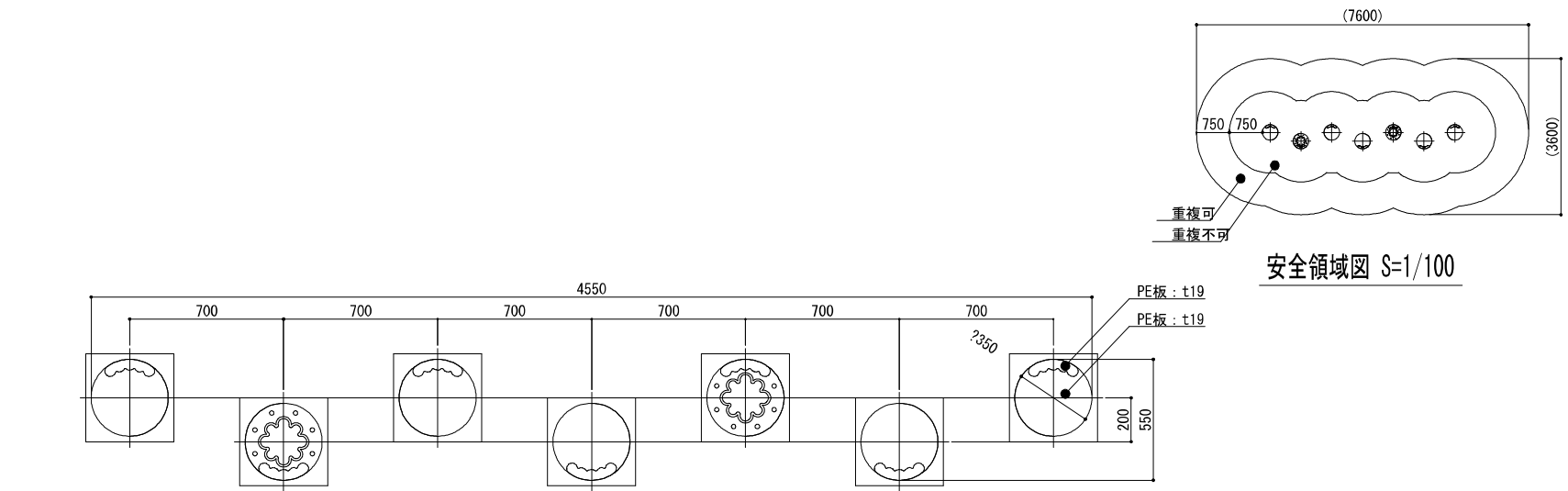
正面図



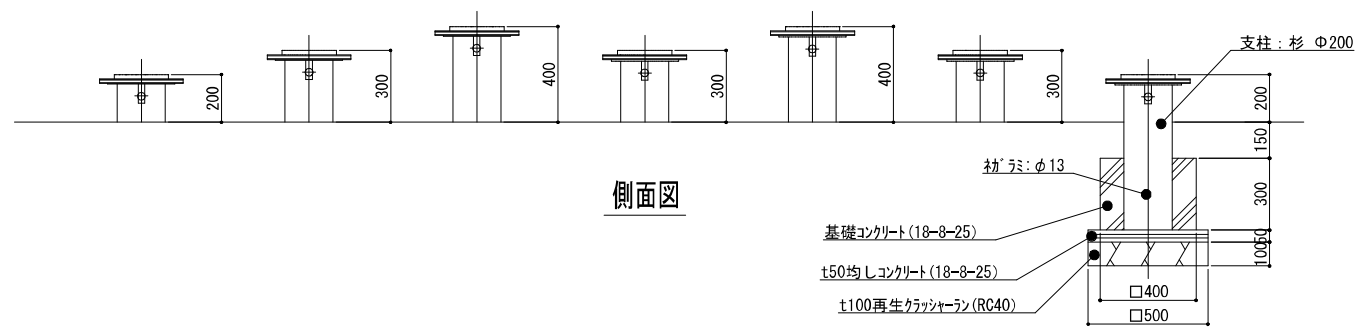
安全領域図 S=1/100

- 1) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程JPFASPS:2024」に適合した製品である事。
- 2) 製品は、幼児(3歳から6歳)を対象に設計されたものである。利用者がこれを認識できる様、製品に1ヶ所以上表記する事。
- 3) 図に示す安全領域は(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程JPFASPS:2024」に基づくものである。
- 4) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の認定する「SP表示認定企業」の管理下で製作されたものである事。
- 5) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険に加入した製造者の製品とする事。
- 6) 製品は、国際品質保証規格ISO9001 認証登録企業の管理下で製作されたものとする。
- 7) 製品は(株)三菱、型番:ZW2-0600と同等品以上とする。
- 8) 使用木材はスギ削り丸太とし、十分乾燥させ、防腐剤(JAS:保存処理K4相当以上)を加圧注入する事。
- 9) 使用鋼材・鋼管はスチール製とし、メッキ処理を施す事。
- 10) メッキ見え掛かり部は、合成樹脂塗装仕上げとする事。
- 11) 指示無きボルト・ナットはステンレス製とする事。
- 12) ナットはゆるみ止めの処置を施す事。
- 13) 本製品の設計図面の変更、模倣を禁止いたします。

工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)		
施設名	春日部夢の森公園		
工事箇所	春日部市下大増新田地内		
図面名	ウサギ穴ネット		
縮尺	1/60 (A3)	図面番号	9/12
埼玉県大宮公園事務所			



平面図



側面図

- 1) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に適合した製品である事。
- 2) 製品は、幼児(3歳から6歳)を対象に設計されたものである。利用者がこれを認識できる様、製品に1ヶ所以上表記する事。
- 3) 図に示す安全領域は(一社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する規程J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に基づくものである。
- 4) 製品は、(一社)日本公園施設業協会の認定する「SP表示認定企業」の管理下で製作されたものである事。
- 5) 製品は、国際品質保証規格 I S O 9 0 0 1 認証登録企業の管理下で製作されたものとする。
- 6) 製品は(株)三英、型番: Z W 3 - 0 7 1 1 と同等品以上とする。
- 7) 使用木材はスギ丸太とし、十分乾燥させ、A Z N A 系防腐剤(J A S : 保存処理K 4 相当以上)を加圧注入する事。
- 8) 使用鋼材・鋼管はスチール製とし、メッキを施す事。
- 9) メッキ見え掛り部は、合成樹脂塗装仕上げとする事。
- 10) 指示無きボルト・ナットはステンレス製とする事。
- 11) ナットはゆるみ止付きの処置を施す事。
- 12) 本製品の設計図面の変更、模倣を禁止いたします。

工事名	公園等建設工事 (春日部夢の森公園遊具設置工)		
施設名	春日部夢の森公園		
工事箇所	春日部市下大増新田内		
図面名	トマトステップ		
縮尺	1/20 (A3)	図面番号	10/12
埼玉県大宮公園事務所			

